

令和5年2月17日付
鳥取県公報号外第10号別冊

令和 4 年度

鳥取県包括外部監査報告書
及びこれに添えて提出する意見

「強い農林水産業の実現に向けた事業に係る
財務事務の執行について」

鳥取県包括外部監査人
税理士 牧 野 芳 光

目 次

第1章	監査の概要.....	1
第1	監査の種類.....	1
第2	選定した特定の事件(テーマ).....	1
第3	監査の対象とした理由.....	1
第4	監査を実施した期間.....	1
第5	監査対象機関.....	1
第6	監査の方法.....	2
第7	監査の視点.....	2
第8	監査手続.....	3
第9	包括外部監査の実施者.....	3
第10	利害関係.....	3
第2章	監査対象の概要.....	4
第1	鳥取県の農林水産業の概要(取り巻く環境と各概要).....	4
1	地理・地形的条件.....	4
2	社会・経済的条件.....	5
3	中山間地域の概要.....	7
4	農業の概要.....	8
5	林業の概要.....	13
6	水産業の概要.....	14
第2	監査対象とした農林水産業に係る事業.....	16
第3章	監査の結果.....	18
第1	農林水産部農林水産政策課.....	18
1	スマート農業社会実装促進事業.....	18
2	みんなでやらいや農業支援事業.....	23
第2	農林水産部経営支援課.....	31

1	産地主体型就農支援モデル確立事業.....	31
2	担い手確保・経営強化支援事業.....	34
3	新規就農者総合支援事業.....	35
4	農の雇用ステップアップ支援事業.....	37
5	集落営農体制強化支援事業.....	38
6	農地中間管理機構支援事業.....	43
第3	農林水産部生産振興課.....	47
1	産地生産基盤パワーアップ事業.....	47
2	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業.....	48
第4	農林水産部林政企画課.....	50
1	スマート林業実践事業.....	50
第5	農林水産部水産振興課.....	52
1	漁業就業者確保対策事業.....	52
2	特定漁港漁場整備事業.....	53
第6	農林水産部販路拡大・輸出促進課.....	54
1	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業.....	54
第7	農林水産部食のみやこ推進課.....	59
1	6次化・農商工連携支援事業.....	59
第4章	指摘及び意見の件数.....	64
第5章	総評.....	65

第1章 監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

第2 選定した特定の事件（テーマ）

強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について

第3 監査の対象とした理由

新型コロナウイルスの蔓延は、我が国の経済や雇用、国民の暮らしに大きな影響を与えており、国・地方の総力を挙げて、医療提供体制の強化や経済回復に取り組むとともに、ポストコロナを見据えた社会づくりを目指していく必要がある。

こうした中、県では、令和3年度予算編成における政策の柱として、主要産業の一つである農林水産業について、新型コロナから経済・雇用と暮らしを守ると銘打ち、「強い農林水産業の実現」に向けた各種事業を展開している。

特に、農業・農村については、国民生活に不可欠な食料を供給するものとして、食料の自給率の確保・向上は我が国の大きな問題であり、長年にわたり様々な補助事業が実施されているところであるが、小規模経営から大規模経営への転換や、高齢化等による担い手の減少、これに伴う後継者問題や労働力不足への対策は喫緊の課題となっている。

については、これらの事業が適正に執行され、その経済性、効率性、有効性が適切に確保されているかどうかについて検討することは県民の関心も高いところであると考え、「強い農林水産業の実現に向けた事業に係る財務事務の執行について」を本年度監査テーマに選定した。

第4 監査を実施した期間

令和4年4月1日から同年12月31日まで

第5 監査対象機関

- ・ 農林水産部
- ・ 中部総合事務所農林局
- ・ 公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構」という。）

第6 監査の方法

- 1 監査の対象事業の概要把握のため、所轄部署の担当者へのヒアリングを実施した。
- 2 監査の対象年度の事務が適切に行われているかを確認するため、所轄部署へのヒアリング、関連資料の閲覧を実施した。
- 3 優良果樹園の維持管理経費の助成事業の実態把握のため現地視察を行い、関係者から状況の聴取を行った。

第7 監査の視点

包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、地方自治法第2条第14項（住民の福祉の増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果を挙げるべき原則）及び第15項（組織及び運営の合理化に努めるべき原則）の規定の趣旨を達成するため、必要と認める特定の事件について監査を行うこととされている。（地方自治法第252条の37第1項）

いわば、包括外部監査人が行う監査は、住民の福祉の増進を目的として、経済性、効率性、有効性をベースに地方公共団体の事業のあり方を新たな観点から見直し、地方行財政改革を促す監査であることを期待され、実施するものである。

私達4人は税理士であり、税務に関する専門家として、申告納税制度の理念に沿って、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としており、日常において、納税者たる県民の声を受け止める立場にある。

県民に自ら進んで納税してもらうためには、県民の行政への信頼が不可欠であり、税の無駄遣いは県民の納税意欲を減退させることにつながると考える。

我々はこのたびの包括外部監査を行うに当たって、その期待を背負うつもりで県民の目線で監査することを心がけた。

具体的には次の着眼点で監査した。

- 1 関係法令、条例及び諸規程等に従い適切に実施されているか。
- 2 経済性・効率性・有効性（いわゆる「3E」）の観点から、合理的に実施されているか。

なお、本報告書において、「指摘」又は「意見」として付した事項については、「指摘」、「意見」の内容をそれぞれ次のとおり定義している。

「指摘」：関係法令、条例及び諸規程等の違反、あるいは著しく不当であり、是正措置が必要であると考えられる事項

「意見」：関係法令、条例及び諸規程等の違反ではないが、経済性、効率性、有効性の観点から是正措置の検討が望まれる事項

第8 監査手続

次の日程により、各担当課から関係書類の説明を受け、ヒアリング及び監査を実施した。

また、関係先に対し現地確認を行った。

監査対象機関	実地日
準備調査（事前提供資料を受け監査方針等を策定）	5月24日(火)～7月19日(火)
予備調査（農林水産政策課、経営支援課）	7月20日(水)
予備調査（生産振興課、林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課、ふるさと人口政策課）	7月22日(金)
本監査（農林水産政策課、経営支援課）	8月18日(木)
本監査（経営支援課、生産振興課）	8月23日(火)
本監査（林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課）	8月26日(金)
本監査（農林水産政策課、経営支援課、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構）	10月6日(木)
本監査（農林水産政策課、生産振興課、林政企画課、水産振興課、販路拡大・輸出促進課、食のみやこ推進課）	10月7日(金)
現地確認（中部総合事務所農林局農業振興課）	10月21日(金)
現地確認（東部農林事務所八頭事務所農林業振興課）	11月8日(火)
オンライン監査（経営支援課、農地・水保全課）	12月15日(木)

上記の他に、外部監査人の事務所等で監査状況等の協議及び報告書の作成を実施した。

第9 包括外部監査の実施者

外部監査人	税理士	牧野 芳光
外部監査人補助者	税理士	音田 勝正
外部監査人補助者	税理士	後藤 洋次郎
外部監査人補助者	税理士	駿同 利明

第10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、外部監査人及び補助者は地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

第2章 監査対象の概要

第1 鳥取県の農林水産業の概要（取り巻く環境と各概要）

1 地理・地形的条件

本県は、本州の西南部、山陰地方の東部に位置し、北は日本海に面し、東は兵庫県、西は島根県、南は中国山地のりょう線を境に岡山県、広島県と隣接しており、東西 126km、南北 62km で東西方向に細長くなっている。

地形的には、中国山地が日本海側にせり出した形で横たわっているため、山陽側に比べ狭小急傾斜で山地が多い地形となっており、県西部に中国地方第一の高峰大山、東部に氷ノ山、扇ノ山等の急峻な山岳地帯が広がっている。一方、平野は三大河川（千代川、天神川、日野川）の下流を中心に開けているが、概して規模は小さい。海岸線は屈曲に乏しく、その 75%は平坦な砂浜海岸となって東西に続いている。沿岸地域が、東中部の砂丘域、中西部の岩石域及び西部の内湾に大別される。

また、本県特有の地形である砂丘は、急傾斜地を流れ出る河川の流砂と日本海の高潮、風波によって形成されたもので、三大河川の河口付近を中心に発達している。

このように山地が多く平野が少ない地形のため、全面積に占める耕地の割合は 9.7%で、全国の 11.5%を下回っている。

県土の状況

総土地面積	耕地面積	林野面積	耕地率		林野率	
			鳥取県	全国	鳥取県	全国
350,714ha	34,100ha	258,432ha	9.7%	11.5%	73.7%	65.5%

資料1：総土地面積は、国土交通省国土地理院「令和3年全国都道府県市区町村別面積調（10月1日時点）」

2：耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）

3：林野面積は、「2020年世界農林業センサス」



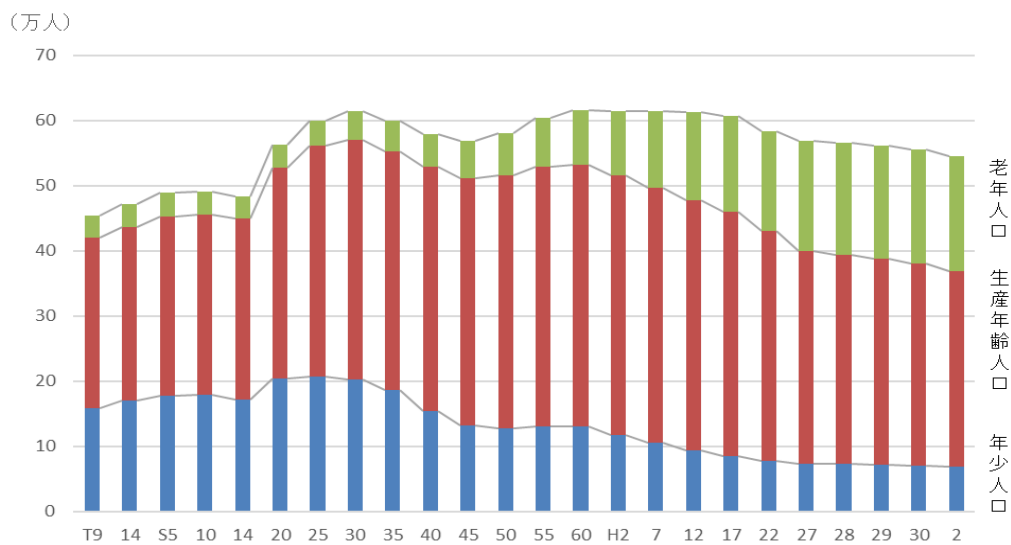
2 社会・経済的条件

本県は、行政ブロックでは中国地方に入っているが、経済的には大阪を中心とする近畿経済圏に属しており、人的往来、物資の移出入等京阪神地方との結び付きが強い。

令和3年10月1日時点の推計人口・世帯数は、人口54万8562人、世帯数22万693世帯で、ともに全国で最小である。次に経済構造を見ると、平成30年度県内総生産は、1兆9,080億円で、産業別の構成では、第1次産業が2.8%、第2次産業が21.6%、第3次産業が74.8%※となっている。

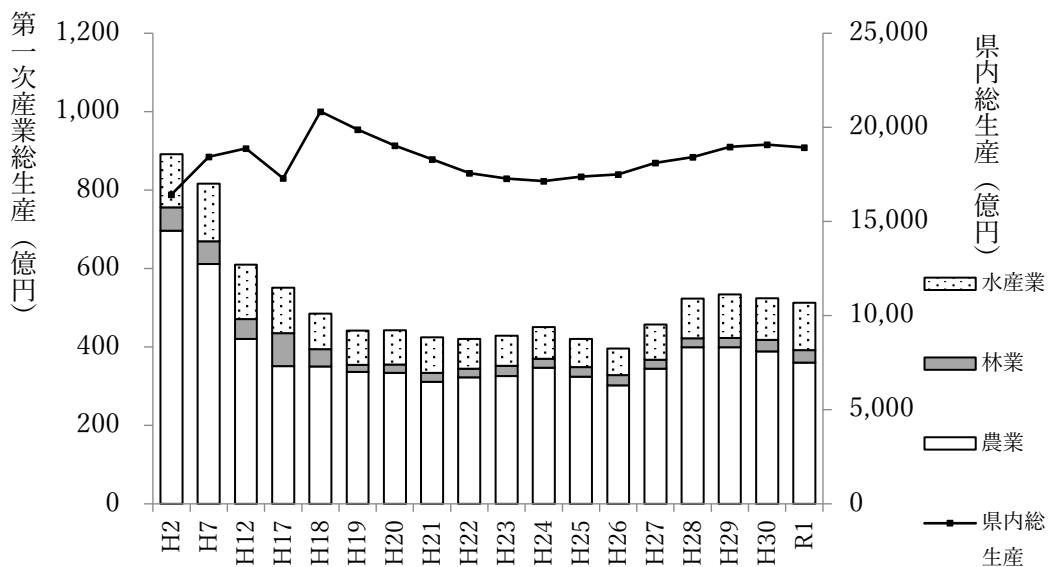
※輸入品に課される税・関税を含んでいるため、構成比の総計は100%に満たない。

年齢3区分別人口の推移



資料：鳥取県統計課「鳥取県年齢別推計人口」、H27年までは国勢調査人口、平成28・29年は平成27年国勢調査基準の10月1日現在推計人口。

第一次産業総生産の推移



資料：鳥取県統計課「県民経済計算」

県経済の主要指標

項目	単位	平成 26 年度	27	28	29	30	令和元年
総人口	人	576,804	573,441	569,554	565,124	560,397	560,517
就業者数	人	289,313	287,451	289,305	290,263	287,760	269,353
うち農林水産業	人	26,464	25,978	25,542	25,120	24,719	24,267
農 業	人	24,175	23,701	23,281	22,873	22,485	22,034
林 業	人	962	969	975	981	980	989
水 産 業	人	1,327	1,308	1,286	1,266	1,254	1,244
県内総生産(名目)	百万円	1,750,101	1,811,799	1,841,799	1,896,663	1,908,004	1,893,375
うち農林水産業	百万円	41,455	46,889	53,412	53,420	54,185	49,457
農 業	百万円	30,214	34,450	39,911	39,900	38,902	36,023
林 業	百万円	2,315	2,304	2,453	2,910	3,154	2,787
水 産 業	百万円	8,926	10,135	11,066	10,609	12,128	10,647
1人当たり県民所得	千円	2,229	2,334	2,373	2,485	2,515	2,439
県内総生産に占める農林水産業の割合	%	2.4	2.4	2.6	2.9	2.8	2.6
国内総生産に占める農林水産業の割合	%	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0

資料：鳥取県統計課「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」

注1：鳥取県の総人口は、平成27年は国勢調査人口、その他の年次は国勢調査人口を基に、外国人を含んだ人口動態により推計した人口である。

注2：就業者数は、二重雇用分を含んだ人数であるため、国勢調査の数値とは一致しない。

注3：就業者数は就業地ベースの人数。

注4：県内総生産は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課せられる税（控除）、補助金からなる。

注5：国内総生産に占める農林水産業の割合の数値は、年度ではなく、暦年（1月1日から12月31日まで）。

注6：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

3 中山間地域の概要

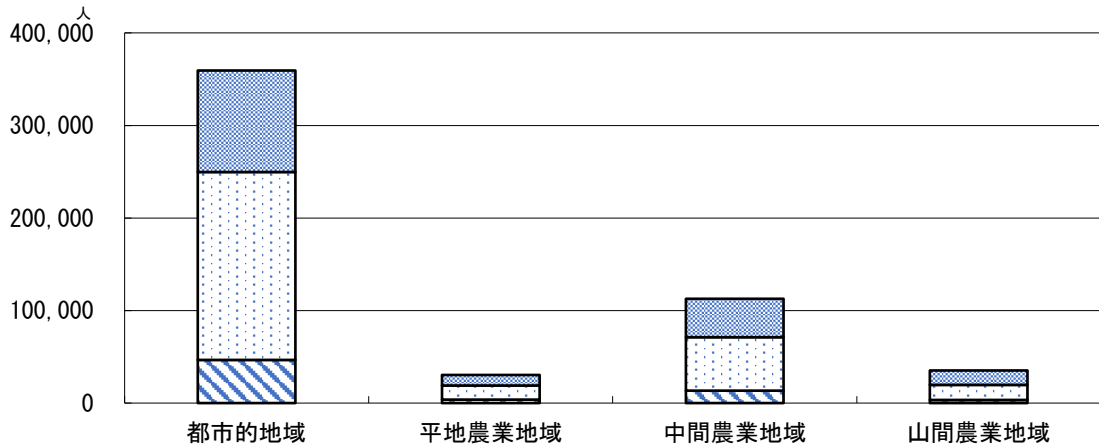
本県は、三大河川流域の水田地帯を除いてほとんどが中山間地域に分類される。面積で68%、耕地面積で55%を占める。

鳥取県の農業地域類型の概要

類型区分	市町村	面積		人口		耕地面積	
		(ha)	割合(%)	(人)	割合(%)	(ha)	割合(%)
全市町村	19	350,714	100	537,533	100	34,142	100
都市的地域	4	93,104	27	359,463	67	10,269	30
平地農業地域	2	19,691	6	30,219	6	4,930	14
中間農業地域	6	100,001	29	112,778	21	13,770	40
山間農業地域	7	137,918	39	35,073	7	5,173	15
中山間農業地域	13	237,919	68	147,851	28	18,943	55

- 資料1：面積：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（令和3年）
 2：人口：鳥取県統計課「鳥取県の推計人口（令和2年10月～令和3年9月）」
 3：耕地面積：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）
 注1：農業地域類型区分については、新市町村のものである。
 注2：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

年齢別人口と構成比



年齢	都市的 地域		平地農業 地域		中間農業 地域		山間農業 地域	
	(人)	割合	(人)	割合	(人)	割合	(人)	割合
0~14	46,501	13%	3,737	12%	13,162	12%	3,238	9%
15~64	203,190	57%	15,316	51%	57,743	51%	16,282	46%
65~	109,772	31%	11,166	37%	41,423	37%	15,553	44%
計	359,463	100	30,219	100	112,778	100	35,073	100

- 注1：鳥取県統計課「鳥取県の推計人口」（令和2年10月～令和3年9月）
 注2：年齢不詳は含まない
 注3：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

4 農業の概要

本県の農業生産は、三大河川に開けた水田地帯での水稲、県東中部の中山間地帯の傾斜地及び黒ボク丘陵地帯の梨を中心とした果樹、黒ボク畑及び砂丘地帯での野菜、大山山麓地帯の酪農、山間地域の肉用牛など多様な生産が行われている。

また、農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出、文化・教育の場の提供等、重要な役割を担っている。

しかし、今、農業・農村は、生産額の減少や販売単価の低迷、高齢化などによる就業者の減少、農地面積の減少など様々な課題に直面している。

このような中で、活力ある農業、魅力あふれる農村の実現を目指して諸々の施策を展開している。

中国四国各県の主な農業指標の比較表

項目 県名	総 農家数 (R2)	耕地 面積 (R3)	農業 産出額 (R2)	米	野菜	果実	花き	畜産	その他	生産農 業所得 (R2)
				億円	億円	億円	億円	億円	億円	
鳥取県	戸 23,106	ha 34,100	億円 764 (100)	億円 150 (19.6)	億円 214 (28)	億円 64 (8.4)	億円 30 (3.9)	億円 290 (38)	億円 12 (1.6)	億円 275
島根県	27,186	36,200	620	189	101	43	16	253	14	249
岡山県	50,735	62,700	1,414	284	223	264	23	586	24	469
広島県	45,335	52,800	1,190	236	247	168	25	487	19	398
山口県	27,338	44,500	589	145	160	49	27	182	24	244
中国計	173,700	230,300	4,577 (100)	1,004 (21.9)	945 (20.6)	588 (12.8)	121 (2.6)	1,798 (39.3)	93 (2.0)	1,635
徳島県	25,119	28,100	955	123	352	95	33	255	86	334
香川県	29,222	29,300	769	121	242	69	27	281	28	290
愛媛県	34,994	46,200	1,226	150	197	532	28	258	61	467
高知県	19,924	26,200	1,113	114	711	111	58	82	29	354
四国計	109,259	129,800	4,063 (100)	508 (12.5)	1,502 (37.0)	807 (19.9)	146 (3.6)	876 (21.6)	204 (5.0)	1,445
全 国	千戸 1,747	千ha 4,349	億円 89,387 (100)	億円 16,551 (18.5)	億円 22,520 (25.1)	億円 8,741 (9.8)	億円 3,080 (3.4)	億円 32,279 (36.0)	億円 5,598 (6.3)	億円 33,403

資料1：総農家数は、「2020世界農林業センサス」

2：耕地面積は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」（令和3年）

3：農業産出額及び生産農業所得は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」

下段（ ）は農業産出額の割合

注1：端数処理をしているため合計と内訳は一致しないことがある。

2：農業産出額は、品目毎の生産数量に品目毎の農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたもの。

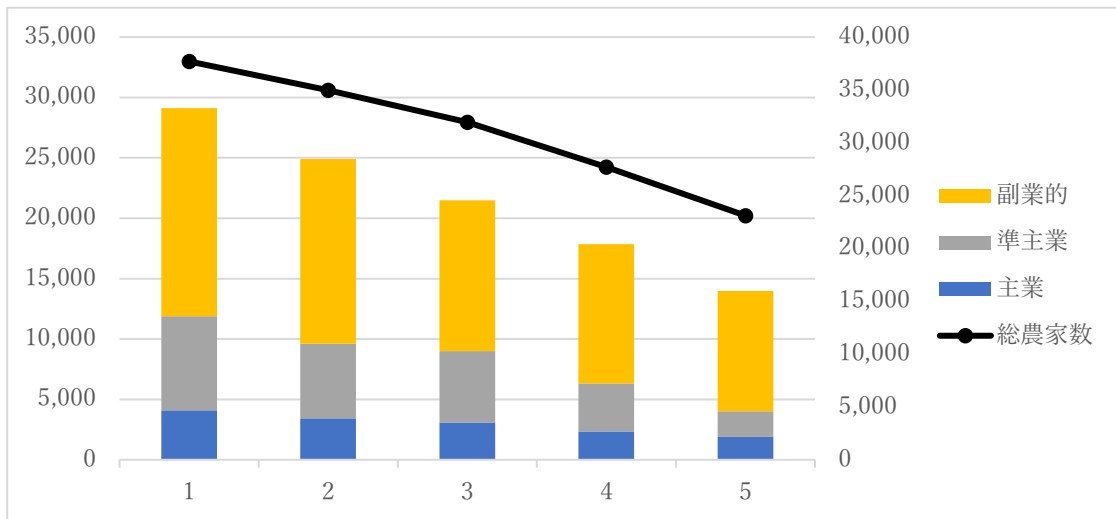
【農家及び農業従事者】

農家

総農家数、農業個人経営体（販売農家）ともに減少を続けている。

主副業別では、副業的経営体が全体の7割以上を占めており、65歳未満の農業従事者不足が顕著となっている。

総農家数及び販売農家数の推移



主副業別経営体数（販売農家）

単位：戸

区分	総農家数	経営体数 (販売農家数)	主業		準主業		副業的
				65歳未満の 農業専従者が いる		65歳未満の 農業専従者が いる	
平成12年2月	37,697	29,117	4,099	3,600	7,793	2,956	17,225
17年2月	34,969	24,911	3,427	2,889	6,184	2,160	15,300
22年2月	31,953	21,474	3,080	2,476	5,907	2,211	12,487
27年2月	27,713	17,846	2,353	1,886	3,981	1,452	11,512
令和2年2月	23,106	13,911	1,906	1,550	2,119	729	9,965
構成比(R2.2)	-	100.0	13.6	11.1	15.2	5.2	71.2
全国(R2) (構成比)	1,747,079	1,037,342 (100.0)	230,855 (22.3)	201,514 (19.4)	142,538 (13.7)	56,007 (5.4)	663,949 (64.0)

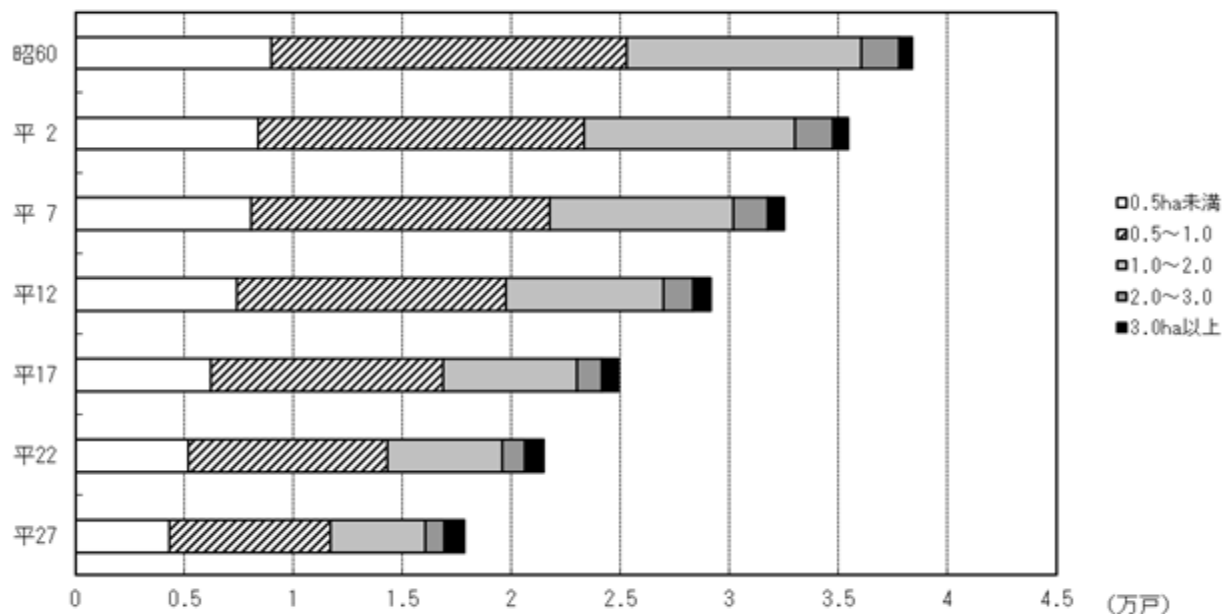
資料：農林業センサス

注1：「販売農家」（経営耕地面積30a以上または農産物販売金額50万円以上）のうち、農家所得の50%以上が農業収入かつ65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家を主業農家、農外所得が50%以上で65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家を準主業農家という。また、65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家を副業的農家という。

注2：2020農林業センサスからは「販売農家数」に替えて「経営体数」

農家数を経営耕地面積規模別にみると、「0.5ha～1.0ha」の割合が最も大きく、全国に比べて、「2.0ha～3.0ha」「3.0ha以上」の大規模農家の割合が小さくなっている。

経営耕地面積規模別農家数の推移



経営耕地規模別農家数（販売農家）

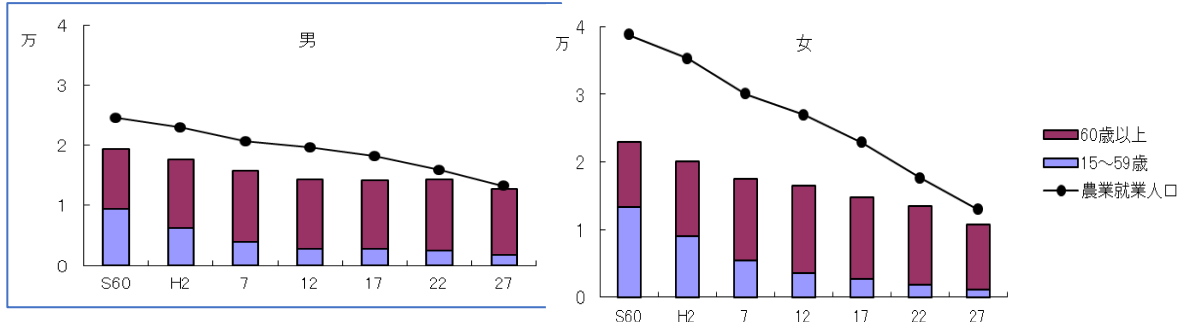
区分	農家数	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0ha以上	
昭和60年2月	38,345	8,983	16,262	10,762	1,773	565	
平成2年2月	35,433	8,391	14,934	9,679	1,717	712	
7年2月	32,495	8,016	13,725	8,421	1,561	772	
12年2月	29,117	7,374	12,331	7,268	1,342	802	
17年2月	24,911	6,198	10,674	6,093	1,148	798	
22年2月	21,474	5,165	9,147	5,241	1,036	885	
27年2月	17,846	4,273	7,437	4,304	906	926	
令和2年2月	14,481	3,819	5,705	3,160	725	1,072	
構成比	鳥取県	100.0	26.3	39.5	21.8	5.0	7.4
% (R2)	全国(都府県)	100.0	23.1	29.6	22.8	8.5	16.0

資料：農林業センサス

注1：端数処理をしているため内訳と合計は一致しないことがある。

注2：2020農林業センサスからは「販売農家数」に替えて「経営体数」

農業就業人口及び基幹的農業従事者数



資料：農林業センサス

注1：農業就業人口とは、農業従事者のうち「自営農業だけに従事した者」及び「兼業にも従事したが自営農業に主として従事した者」の合計をいう。

注2：基幹的農業従事者とは、農業に主として従事した世帯員のうち、ふだんの主な状態が「仕事(自営農業)に従事していた者」のことをいう。

令和2年の農業従事者数は3万3,880人、基幹的農業従事者数は1万7,342人であった。年齢別に見ると、農業従事者のうち、59歳までは基幹的農業従事者以外の者の割合が大きいが、60歳以上では基幹的農業従事者の割合が大きくなっており、60~69歳では51.8%、70歳以上では81.3%が基幹的農業従事者となっている。

また、基幹的農業従事者のうち、15~59歳の者の割合は11.1%の1,921人で、依然として農業就業構造は高齢者に依存する傾向となっている

年齢別農業従事者数（令和2年）

単位：人、%

区分	15~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計
農業従事者	1,484	2,267	3,131	4,498	9,702	12,798	33,880
構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
基幹的農業従事者	91	392	579	859	5,020	10,401	17,342
構成比(%)	6.1	17.3	18.5	19.1	51.8	81.3	51.2
その他	1,393	1,875	2,552	3,639	4,682	2,397	16,538
構成比(%)	93.9	82.7	81.5	80.9	48.2	18.7	48.8

資料：農林業センサス

農業就業人口及び基幹的農業従事者数（販売農家）

単位：人、%

区 分		平成 2 年	7	12	17	22	27	令和 2 年		
									構成比	
農 業 就 業 人 口	総 数	58,211	50,716	46,572	41,071	33,433	26,126	-	-	
	男	22,933	20,653	19,627	18,207	15,864	13,233	-	-	
	女	35,278	30,063	26,945	22,864	17,569	12,893	-	-	
基幹的 農 業 従 事 者	総数	計	37,739	33,267	30,702	28,887	27,675	23,435	17,342	100.0%
		15～59 歳	15,191	9,302	6,258	5,374	4,299	2,816	1,921	11.1
		60 歳以上	22,548	23,965	24,444	23,513	23,376	20,619	15,421	88.9
	男	計	17,708	15,835	14,295	14,113	14,271	12,664	10,210	58.9%
		15～59 歳	6,239	3,853	2,713	2,693	2,428	1,728	1,341	7.7
		60 歳以上	11,469	11,982	11,582	11,420	11,843	10,936	8,869	51.1
	女	計	20,031	17,432	16,407	14,774	13,404	10,771	7,132	41.1%
		15～59 歳	8,952	5,449	3,545	2,681	1,871	1,088	580	3.3
		60 歳以上	11,079	11,983	12,862	12,093	11,533	9,683	6,552	37.8

資料：農林業センサス

注：平成 2 年までは「16～59 歳」を調査対象としている。

近年の新規就農者（雇用を除く。）は、平成 21 年に 40 人を超え、以降 40～60 人程度で推移している。また、農業法人等への就業者は、経済雇用情勢の悪化、鳥取県版農の雇用支援事業等の雇用対策の効果もあり、平成 21 年に急激に増加した。平成 22 年、23 年は減少傾向にあったが、鳥取県版農の雇用支援事業の拡充もあり、平成 24 年は増加に転じ、以降 70～110 人程度で推移している。

新規就農者の状況

単位：人

区 分	平成 24 年	25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3
										(暫定)
自営就農した者	37	44	67	66	61	51	54	63	51	44
新規学卒	0	2	5	6	1	1	2	3	3	5
Uターン就農者	17	11	20	25	24	21	22	34	24	15
新規参入者	20	31	42	35	36	29	31	26	24	24
農業法人等へ就職した者	91	80	69	74	80	112	114	76	106	91
合 計	128	124	136	140	141	163	168	139	157	135

資料：経営支援課調べ。

注：自営就農した者：新たに農業経営を開始した者及び農家後継者として農業に従事した者

新規学卒：学校卒業後に就農した者（卒業後、研修を受けて就農した者も含む）

Uターン就農者：農家出身で他産業に従事後、就農した者

新規参入者：非農家出身で就農した者及び農家出身で実家の農業経営とは別に農業経営を開始した者

農業法人等へ就職した者：農業分野への就業のみを集計

5 林業の概要

本県の森林は259千haで、県土の約74%を占める。また、民有林の54%がスギ・ヒノキなどの人工林（124千ha）で、そのうち約8割が、間伐等の手入れが必要な60年生以下の森林である。

最近では、森林の持つ水源のかん養、土砂流出等の災害防止、地球温暖化防止及び保健休養の場の提供などの公益的な働きが注目されている。

鳥取県の森林面積

単位：千ha

区分	総面積	林野面積	林野率	内 訳		
				国有林	民有林	民有林の人工林率
鳥取県	351	259	74%	32	227	54%
全 国	37,798	25,048	66%	7,659	17,389	46%

資料：総面積は、国土交通省国土地理院「令和4年全国都道府県市区町村別面積調（4月1日時点）」。その他は、林野庁「森林資源の現況」

注：四捨五入の関係で内訳と合計は一致しないことがある。

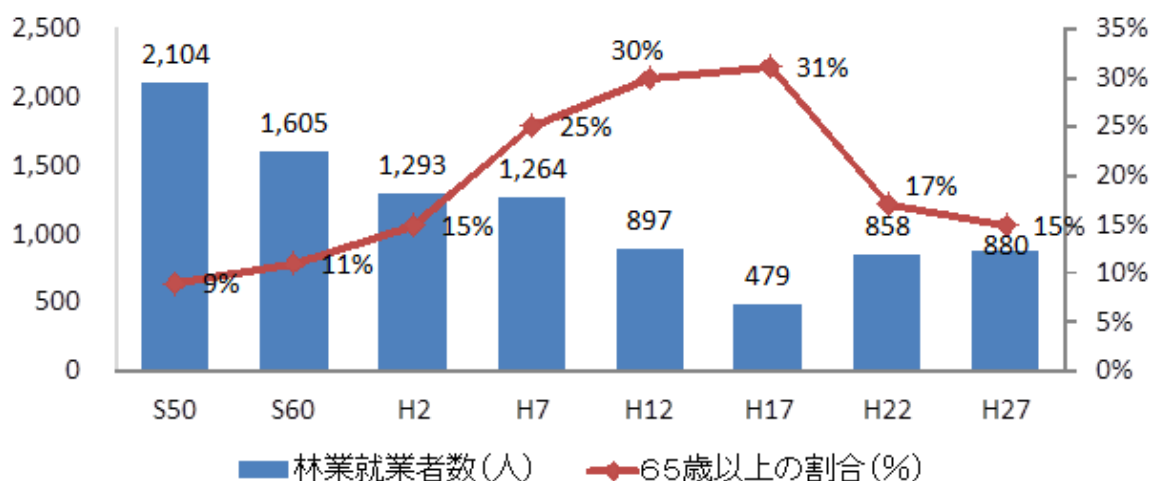
【林業の担い手と生産基盤の整備】

担い手

林業就業者数は長期的に減少傾向にあり、平成27年は880人で平成7年に比較すると70%に減少している。

さらに、65歳以上の従事者数の全就業者に占める割合は、平成27年時点で15%となっており、全産業の高齢化率よりも高い水準にある。

林業就業者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

6 水産業の概要

本県の海岸線の総延長は 133km で、東部と西部に天然礁が存在するが、海岸の多くは起伏の少ない砂浜域が占めている。このため、沿岸漁業では砂浜域に生息するヒラメ等が漁獲の主体となっていたが、近年はサワラ、ブリ類といった回遊魚の漁獲が増加している。

また、沖合は対馬暖流と山陰若狭冷水で形成される海域であり、表層では回遊性のクロマグロ、アジ等の浮魚類、底層ではズワイガニ、アカガレイといった底魚類が漁獲される。

本県の漁協は、平成 8 年に沿海漁協の信用事業が統合され、平成 10 年に当時 18 組合あった沿海漁協のうち 5 組合が合併し、鳥取中央漁協となった。その後、平成 15 年には鳥取中央漁協を含めた 9 漁協が合併し、鳥取県漁業協同組合となり、平成 16 年には鳥取県漁協を包括継承した全県を組合地区とする漁協が誕生した。令和 4 年には 1 漁協が解散したことにより、沿海漁協は 4 組合となっている。なお、4 沿海漁協以外に業種別漁協が 3 組合、内水面漁協が 5 組合ある。

本県漁業を取り巻く情勢は、新日韓漁業協定に基づく暫定水域の設定等により大きな影響を受けているとともに、漁場環境の悪化、水産資源の減少、後継者不足及び漁業就業者の高齢化、漁船の燃油価格の乱高下、消費者の魚離れ等の問題に直面しており、厳しい状況にある。

本県漁業は、漁船漁業が主体となっており、刺網漁業、釣漁業、小型底びき網漁業、定置網漁業を主体とした沿岸漁業と大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業等を主体とした沖合漁業に分けられる。また、本県西部の美保湾でのギンザケ養殖をはじめ、港湾を利用したワカメ、イワガキ養殖、ヒラメ、キジハタ、ギンザケ、マサバ等の陸上養殖、内水面のサケ・マス類の養殖など多様な養殖業が行われている。

このような状況にあって、鳥取の水産資源を安定的に供給する仕組みをつくるため、漁業経営の安定・所得向上と漁業経営体の減少に歯止めをかけることをミッションとして、水産業の体制強化と活気に満ちた漁村の実現に取り組んでいる。

漁業世帯数及び漁業就業者数

区分	計	自営 漁業 世帯	漁業 従事者 世帯	漁業就業者						
				計	男子					女子
					小計	15～24歳	25～39	40～59	60歳以上	
平 10	1,641	951	690	1,849	1,759	53	221	822	663	90
11	1,540	890	650	1,740	1,650	30	210	730	670	90
13	1,500	870	630	1,640	1,550	20	130	740	670	90
15	1,392	878	514	1,540	1,489	37	146	653	653	51
20	-	-	-	1,568	1,515	63	206	615	631	53
25	-	-	-	1,320	1,286	70	194	473	549	34
30	-	-	-	1,125	1,103	74	184	367	478	22
対 10 年比 (%)	-	-	-	60	62	139	83	44	72	24
構成比 (%)	-	-	-	100	98	7	16	33	42	2
男子構成比 (%)	-	-	-	-	100	6	16	33	43	-

資料：鳥取農林水産統計年報、漁業センサス
 注 1：平成 16 年から鳥取県分は掲載されなくなった。
 2：端数処理の関係で内訳と合計は一致しないことがある。
 3：平成 20 年以降は世帯数調査なし。

漁港・港湾

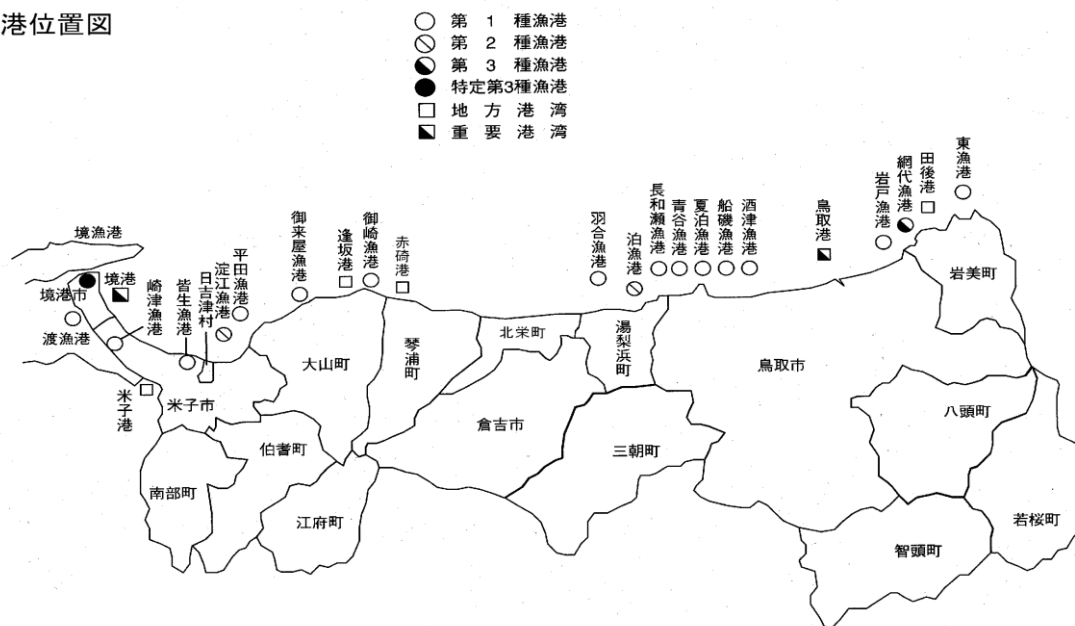
本県には漁業生産の基盤として、漁港が18港、港湾が6港ある。

港の区分状況

区分	港数	名称
漁港	第1種漁港	14 東漁港、岩戸漁港、酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港、青谷漁港、 長和瀬漁港、羽合漁港、御崎漁港、御来屋漁港、平田漁港、 皆生漁港、崎津漁港、渡漁港
	第2種漁港	2 泊漁港、淀江漁港
	第3種漁港	1 網代漁港
	特定第3種漁港	1 境漁港
港湾	地方港湾	4 田後港、赤碕港、逢坂港、米子港
	重要港湾	2 鳥取港、境港

注：第1種漁港：利用範囲が地元の漁業を主とするもの
 第2種漁港：利用範囲が第1種漁港より広く第3種漁港に属さないもの
 第3種漁港：利用範囲が全国的なもの
 特定第3種漁港：第3種漁港のうち、水産業の振興上特に重要なもの
 地方港湾：重要港以外の港湾で、おおむね地方の利害にかかるとのもの
 重要港湾：国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定めるもの

港位置図



出典：鳥取県農林水産業の概要（令和4年6月鳥取県農林水産部）

第2 監査対象とした農林水産業に係る事業

鳥取県の令和3年度における予算編成においては、主要産業の一つである農林水産業について、新型コロナから経済・雇用と暮らしを守ると銘打ち、「強い農林水産業の実現」に向けた各種事業の展開を図るため、積極的に予算計上を行うこととされた。

また、デジタル化の推進の中でも、スマート農業社会実装促進事業など農林水産業分野に係る予算計上も行われている。

強い農林水産業の実現 34 億円	
みんなでやらいや農業支援事業	155,071 千円
産地主体型就農支援モデル確立事業	13,020 千円
担い手確保・経営強化支援事業	6,698 千円
新規就農者総合支援事業	291,307 千円
農の雇用ステップアップ支援事業	44,589 千円
集落営農体制強化支援事業	67,384 千円
農地中間管理機構支援事業	154,999 千円
産地生産基盤パワーアップ事業	196,050 千円
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	166,554 千円
漁業就業者確保対策事業	116,188 千円
特定漁港漁場整備事業	2,743,259 千円
「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業	45,000 千円
6次化・農商工連携支援事業	43,388 千円
(その他事業)	
デジタル化の推進 9 億円	
スマート農業技術の開発・実証事業	6,854 千円
スマート農業社会実装促進事業	36,464 千円
スマート林業実践事業	143,734 千円
(その他事業)	

このうち、「事業の予算規模」、「実質的な事業主体」、「効果測定の困難性」、「監査の有用性」などを総合的に勘案し、監査対象を次のとおりとした。

本年度監査の対象事業

(単位：千円)

【農林水産部】			当初予算額	
農林水産政策課	スマート農業社会実装促進事業	実装加速化支援	34,000	
		ドローン講習支援	1,930	
		負担軽減化支援	534	
	みんなでやらいや農業支援事業	がんばる地域プラン	25,474	
		がんばる農家プラン	現年 122,597 事故 7,000	
経営支援課	産地主体型就農支援モデル確立事業	産地受入モデル地区設置	300	
		産地受入条件整備	9,220	
		優良果樹園の維持管理	3,000	
		優良農地の受入条件	500	
	担い手確保・経営強化支援事業	機械・ハウス等施設整備融資残高助成	現年	0
			明許	6,698
	新規就農者総合支援事業	就農条件整備	41,541	
		農業次世代人材投資	171,307	
		就職氷河期世代新規就農促進	15,000	
		就農応援交付金	7,747	
		就農支援事業	1,345	
		親元就農促進支援	32,200	
		担い手業務推進	22,167	
	農の雇用ステップアップ支援事業	未来を託す農場リーダー	38,988	
		農業コラボ研修	5,601	
	集落営農体制強化支援事業	人材確保型支援	4,324	
		規模拡大・発展型支援	63,060	
農地中間管理機構支援事業	農地中間管理機構支援	153,988		
	基盤強化法特例	1,011		
生産振興課	産地生産基盤パワーアップ事業	整備	現年 0 明許 173,050	
		生産支援	現年 0 明許 23,000	
	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	鳥取型低コストハウス	現年	0
			明許	166,554
林政企画課	スマート林業実践事業	航空レーザー測量	143,734	
水産振興課	漁業就業者確保対策事業	漁業研修	80,018	
		漁業経営開始円滑化	34,165	
		漁業活動相談員設置	1,901	
		その他	104	
	特定漁港漁場整備事業	現年 516,000 遞次 2,227,259		
販路拡大・輸出促進課	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業		45,000	
食のみやこ推進課	6次化・農商工連携支援事業	初めての6次産業化バックアップ	900	
		もうかる6次化・農商工連携支援	29,434	
		審査会開催経費	304	
		6次化人材育成支援	450	
		支援体制整備	11,800	
		支援事業情報発信促進	500	

第3章 監査の結果

第1 農林水産部農林水産政策課

1 スマート農業社会実装促進事業

(1) 事業の概要

高齢化等による担い手の減少が進む中、持続可能な農業を実現するためには、省力化技術の開発・導入が喫緊の課題となっている。県が令和元年度から実証してきたスマート農業技術の現場への普及拡大及び課題解決を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
実装加速化支援	スマート農業の実践に必要な農業用機械等の導入に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【県補助上限】 ・個人300万円 ・任意組織・法人等700万円（共同利用は個人600万円、任意組織・法人等1,400万円）	認定農業者、集落営農組織、任意組織、市町村公社
ドローン講習支援	農業に用いるドローンの操作講習に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/2 【補助上限】 1名当たり150千円	認定農業者、集落営農組織(構成員及び従業員を含む)
負担軽減支援	果実・野菜の収穫作業や選果場等の集出荷施設において、作業の軽労化に向けたアシストスーツ等の導入に係る経費を支援する。	【補助率】 県1/3 【補助上限】 150千円	認定農業者、集落営農組織、任意組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
実装加速化支援	35件	197,512千円	65,775千円
ドローン講習支援	19件	6,707千円	3,353千円
負担軽減支援	9件	2,069千円	689千円
合計			69,818千円

(4) 監査結果

(実装加速化支援)

ア 補助金の交付における消費税等の取扱い等【意見】

補助金の交付における消費税等の取扱い等については、「スマート農業社会実装促進事業」に限った事柄ではなく、他の事業にも共通する事柄なので、まず補助金交付に係る共通の問題として意見を述べる。

補助金の交付に当たっては、各補助金の交付要綱により定められているところ、監査した各事業の交付要綱とも、補助金の交付における消費税等の取扱い等について、概ね①補助金の額は、消費税の申告により仕入控除税額がある場合は、これを除いた金額を補助対象経費の額とした上、これに補助率を乗じた金額以下とし、②

対象者が免税事業者、簡易課税選択事業者、特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、①にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができるとし、③事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求め、④実績報告の際に、その時点で明らかになっている仕入控除税額が交付決定に係る仕入控除税額を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならないとし、⑤実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告（交付決定）に係る仕入控除税額を超える場合は速やかに報告する、といった流れになっている。

しかしながら、これらの流れには、次の問題点が見受けられるため、改善を求める。

(ア) 補助対象経費の額の検証のための資料として請求書、領収書の提出を求めているものの、仕入控除税額の検証のための資料としては、事業計画書及び実績報告書の「一般課税事業者」等の記載内容だけであり、記載内容を検証すべき資料（例えば、消費税の確定申告書の写しなど）の提出を求めておらず、また、事後的措置としても、申告した仕入控除税額が実績報告（交付決定）に係る仕入税額控除を超える場合などに限って報告を行うといったような補助事業者からの自主的な行動に委ねた規定となっていることから、公金の支出には十分な検証が必要であるとの考え方に基づくならば、このような規定、取扱いは不十分であるといわざるを得ない。

したがって、補助金を交付した全員、対象者を絞れるのであればその対象者に対して消費税の確定申告終了後に仕入税額控除の報告と消費税の確定申告書等の写しの提出を求めることを検討されてはどうか。

この点、担い手育成・確保等事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B農林水産事務次官依命通知）の第13では、仕入控除税額が明らかでない場合で消費税を控除せずに補助金の交付申請した全員に対し、申告により仕入控除税額が確定した場合は速やかに地方農政局に報告書と消費税確定申告書等の写しの提出を求めているほか、仕入税額控除が明らかでない場合又はない場合であっても（簡易課税選択事業者や免税事業者等）、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに報告書と関係書類（免税事業者の場合は前々年度に係る所得税の確定申告書、損益計算書等の写し等）の提出を求めているところであり、また、他の都道府県においては、補助金を交付した者から仕入控除税額の報告と消費税確定申告書等の写しの添付も求めている補助事業もあるので、これらを参考にし、補助金交付要綱の見直しをされたい。

(イ) 事業計画書及び実績報告書において、消費税の取扱いとして「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」の別の記載を求めているが、交付要綱では、これらのほか、「特定収入割合が5パーセントを超える公益法人等」、「地方公共団体」、「仕入控除税額が明らかでないとき」の場合も規定していることから、「一般課税事業者」等の3区分だけの表示では不十分である。

また、一般課税事業者においても、次表に示すように請求書等に記載された消費税をそのまま仕入控除税額とすることができない者もいることから、「一般課税事業者」の記載をもって仕入控除税額の額を検証することもできない。

仕入控除税額がないケース	① 個別対応方式で非課税売上に対応分 ② 補助対象経費が人件費等の非課税仕入		
仕入控除税額があるケース	課税売上5億円以下でかつ課税売上割合が95%以上		全額仕入控除税額
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で一括比例配分方式により申告		課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額
	課税売上5億円超又は課税売上95%未満で個別対応方式により申告	課税売上のみに対応したもの 課税売上と非課税売上に共通するもの	全額仕入控除税額 課税売上割合を乗じたものが仕入控除税額

さらに、消費税の一般課税事業者、簡易課税選択事業者、免税事業者については、課税期間が開始される前に決まるところであり、免税事業者が課税事業者を選択する場合も、課税期間が始まる前に課税事業者選択届出書を提出する必要があるが、令和5年10月からの適格請求書保存方式（いわゆるインボイス制度）の施行に伴い、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間は、免税事業者は課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受け、一般課税事業者又は簡易課税選択事業者になることが可能になった。

そのため、事業計画の時には免税事業者でも、実績報告の時には一般課税事業者といったことも想定されるところである。

したがって、これらの問題に対処するためにも、上記(ア)で示した仕入控除税額の報告と消費税の確定申告書等の写しの添付が必要ではないかと考える。

(ウ) 簡易課税選択事業者や免税事業者等について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる旨の規定は、後の第2中の5(4)イ(P39)及び第7中の1(4)ア(P60)で示すように、不公平な補助金の交付を招くことになるので、補助金交付要綱の見直しが必要である。

この点、他の都道府県においては、全ての助事業者について、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額で補助金を交付した上、その後の

消費税の確定申告を待って、補助事業者から仕入控除税額の報告を求めるとともに、その検証として消費税の確定申告書等の写しの添付を求め、確定した仕入控除税額に基づき補助金の返還を求める方式を採用している補助事業もある。

この方式は、①不公平な補助金の交付を防止できるほか、②補助金交付前の仕入控除税額の判断事務等の省力化、③確定した仕入控除税額を確認した上での補助金の確定といったメリットが考えられるので、このような方式を含めて補助金交付要綱の見直しを検討されたい。

(実装加速化支援 外)

イ 補助対象事業費の見積り方法【意見】

県の会計規則によれば、一般競争入札を原則としながら、この例外として、地方自治法施行令で定める場合に限り、指名競争入札や随時契約を認めている。

なお、随時契約を行う場合においては、金額等の基準を設け、例えば予定価格が50万円以上の場合にあつては3者以上から見積書を徴取するなど競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている。

しかしながら、監査対象とした各事業の実施要領（及び運用）においては、1者見積もりで可（「漁業経営開始化事業費補助金」など）としているものから、4者以上見積り（鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業費補助金）としているものなど区々である。

監査初日において、各補助金等においては県の基準に沿って、競争原理に基づいた厳格な財務執行の手続が定められている旨の説明があつたものの、その執行状況は前述のとおりである。

また、複数から見積書を徴取した場合にあつても、一番遅く提出した見積りが僅かな金額の差で落札されたものなども見受けられた。

これについては、必ずしも不適切であると言い切れるものではないが、補助金額の基礎となる事業費自体に関わる重要な事項であることから、より慎重な対応が求められるものと思われる。各事業の交付要綱は各担当課で起案された後、財政課が共通の目線で合議されると聞くことから、より適切な財務執行に向けて、財政課が、実施要領を含めて各担当課を指導されることを期待する。

(実装加速化支援)

ウ 補助対象以外への補助金の交付【指摘】

補助金交付要綱によれば、補助金対象経費は、①ICTやロボット技術を活用した農産物分野、畜産分野及び耕畜連携に関する機械及び設備を導入する初期費用と、②機械及び設備に関する費用（主な機械及び設備を列挙）となっているが、ハウスのリアルタイム環境測定装置・自動開閉装置等の補助事業に関し、これらの設置費用のほか構築物である引込柱の設置費用も含めて補助金対象経費が算定され補助金が交付されていた。

補助金交付要綱にある「機械及び設備」以外の「構築物」まで補助対象とする要綱違反の補助金の交付であると言わざるを得ない。

仮に、この「構築物」が「機械及び設備」に関連した重要なものであるという理由で補助対象としたとしても、「機械及び設備」に限定して「構築物」を外して補助金の交付申請した者がいれば公平性の問題が惹起することとなるほか、補助対象経費の認定に恣意性があるのではないかと疑念を招くことになる。

今後とも関連した「構築物」も補助対象とするのであれば、補助金交付要綱を改正し、公平性・透明性を確保すべきである。

(ドローン講習支援)

エ 県外在住者への補助金の交付【意見】

ドローン講習支援事業の補助対象者は、認定農業者、集落営農組織（構成員、従業員を含む）と規定されているが、他県在住のA氏に補助金が交付されている。

A氏は、県内市町村の認定農業者であるため、上記の規定に反するものではないが、そもそも、鳥取県の補助金は、限られた予算の中で住民の福祉等の増進のために有効な活用が期待されているものと考えられるところであり、原則として、鳥取県の住民や鳥取県に所在する法人等を対象にすべきではないかと思われる。

「アグリスタート研修支援事業」では、支援を受ける研修生の要件を「鳥取県へ移住又は在住し、独立就農する意欲を有すること」と、「農の雇用ステップアップ支援事業」（農業コラボ研修事業）では、新たな従業員（研修生）の要件に「就業意欲を有し、本事業での研修終了後も継続して就業する意思がある県内在住者」と規定されているところであり、ドローン講習支援事業の対象者についても同様に、補助金交付要綱等に対象者として明記すべきである。

また、例外的に、県外者、県外法人等への補助金の交付を可とする場合においても、その旨を補助金交付要領等に明確に規定すべきである。

なお、当該補助金の対象者は、その構成員や従業員まで拡大されているが、これに該当するものとして交付しているのであれば、現住所地を含め、地域農業への従事度合など、十分な検討を行った上で交付すべきであり、透明性の観点からその事

績を残すべきである。

2 みんなでやらいや農業支援事業

(1) 事業の概要

市町村が中心となっていく地域農業を核とした地域活性化の取組や、意欲的な農業者の規模拡大などの経営発展の取組を支援し、地域の活性化や雇用の創出を目指す。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
がんばる地域プラン事業	「がんばる地域プラン」の実現に向け、ソフト、ハードの総合的な支援事業を実施する。	【補助率】 県：ハード1/3・ソフト1/2、市町村1/6 【事業期間】 5年 【事業費上限】 100,000千円 (事業期間の合計額)	市町村
がんばる農家プラン事業	意欲的な農業者や法人、任意組織が作成した「がんばる農家プラン」に基づいて行う創意工夫を生かした取組に対し補助する。	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【事業期間】 3年 【単年度補助上限】 ・個人300万円/年 ・農業を営む法人、任意組織700万円/年	農業者、農業を営む法人、任意組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
がんばる地域プラン事業	5市町	40,332千円	16,176千円
がんばる農家プラン事業	44件	382,629千円	117,751千円
合計			133,927千円

(注) がんばる農家プラン事業には、事故繰越分 7,000 千円を含む。

(4) 監査結果

(がんばる地域プラン事業)

ア 「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」の支援内容等の見直し【指摘】

平成 28 年度に認定した B 町のプラン「清流で育つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり」(「●●町がんばる地域プラン(抜粋)」(P26))については、水稲(B米)とエゴマ生産を核として、担い手・新規就農者を確保し、地域の農業後継者を育成し農地を次世代につなぐものであり、令和3年度の事業内容は、エゴマ成分分析・害虫試験・販売促進等として事業費は503,951円であり、補助金はその1/2の251,975円である。

また、令和3年度までの5年間で総額22,025千円が交付されている。

同事業は令和3年度が最終年度に当たるが、目標に対する実績は（「プランの実施状況報告（抜粋）」（P27））のとおり、担い手・新規就農者の確保に対する取組や、人・農地プランの充実（集落毎のプラン作成数）、並びにエゴマ生産に対するものの実績値が極めて低調な状況にある。

特に、町内エゴマ生産面積の拡大では、平成28年度の現状5.0haから、令和3年度は目標15.0haに対し5.1haと、目標達成率は34%であり、令和3年度のエゴマ搾油量は、目標1,000リットルに対し、達成比率は16.1%に留まっている。

なお、生産者の出荷販売金額も低下しており、生産者の生産意欲の減退も著しい状況と推察される。

加えて、補助金を活用して整備されたエゴマ栽培用のトラクター、コンバインなどの機械類及びエゴマ搾油・加工設備も他用途転用もできないことから、利用状況は低調である。

また、当初のプランでは、担い手間の連携強化策の一つとして「26条会議（農地中間管理事業推進に関する法律第26条に基づくもの）」の開催を軸としたプランの推進が掲げられていたが、近年は全く開催されていない状況にある。これについて担当課からは、別途「B町人・農地問題解決推進チーム会議」で協議を進めている旨の説明があったものの、「26条会議」の開催目的が、「定期的に農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ公表することで、事業の円滑な推進と地域の調和に配慮した農業を図る」ものであることを考えると、プランの推進には同会議の開催を含めた多段階的な会議開催による連携強化が求められるものと思われる。

令和3年度の補助金事業計画では、道の駅「B」を事業主体として、エゴマ商品販売促進活動が予定されていたが、関係者間の協議もないままに中止されていたことも把握されており、関係者間の円滑な連携も懸念されることである。

また、実施要領の事業目的には、「地域における農業の生産額拡大や担い手の育成には、地域の力を結集し一丸となって取り組んでいくことが必要であり、県は市町村が地域の農業者等との合意形成を基礎として策定する、農業を活性化することを主眼とした振興計画の策定を支援するとともに、その実現に必要な支援を行うことにより、地域の活性化や雇用の創出を図る」とあるが、これに照らしても十分な成果が得られていないと言わざるを得ない。

実施要領の9（プラン実施状況の報告）においては、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は7割以上になるまでとされており、その期間は支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする旨規定されている。

当該プランの場合は令和2年度までに施設及び機械整備事業を終了していることから、それぞれの最長年度は、機械は令和9年度、施設は令和14年度になると

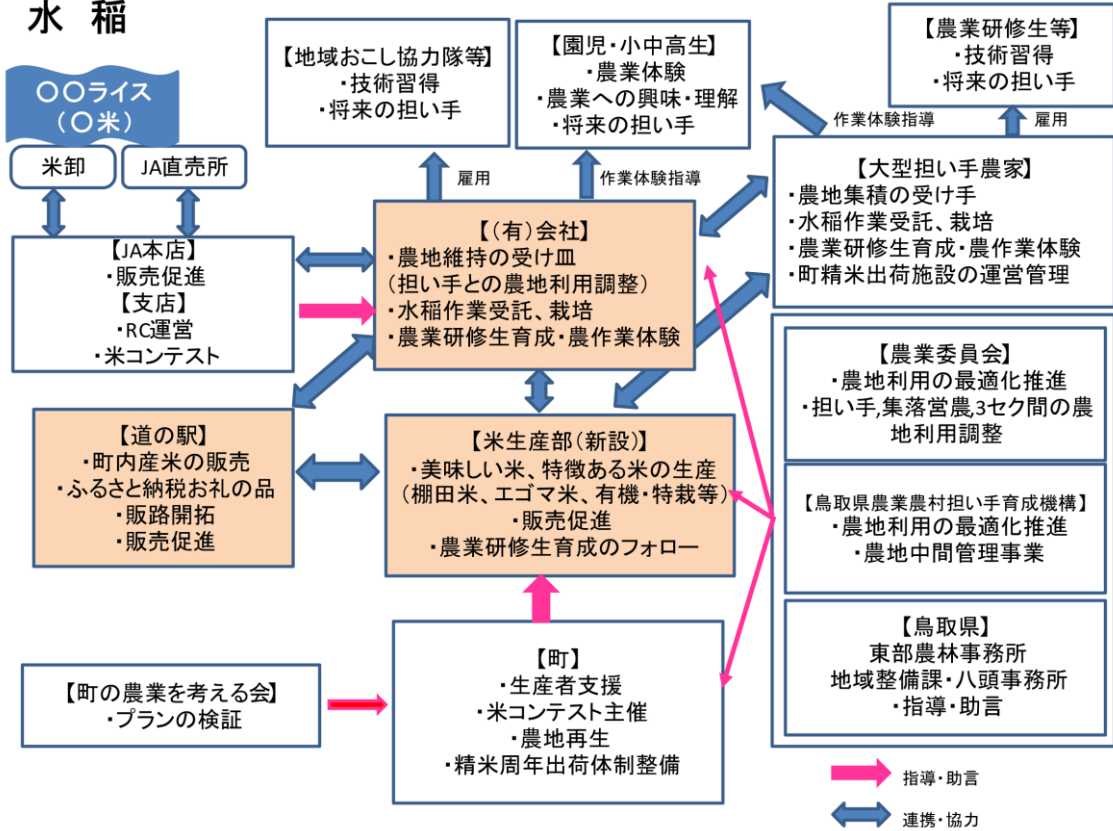
思われるが、現状では（今後どのように管理されるか不明であるが）、目的の達成は困難であると思われる。

地域農業を核とした地域の活性化やこれを支える担い手の育成の重要性は十分に理解できるところであるが、多額の補助金を投入しながら、施策目標に遠く到達する見込みがない現状を見ると、そもそものプランでの有効性の判断基準自体（目標）が達成困難なものであったのではないかと疑われるばかりか、結果として、税金の無駄遣いとのかたがたの誹りを受けざるを得ないと強く警鐘したい。

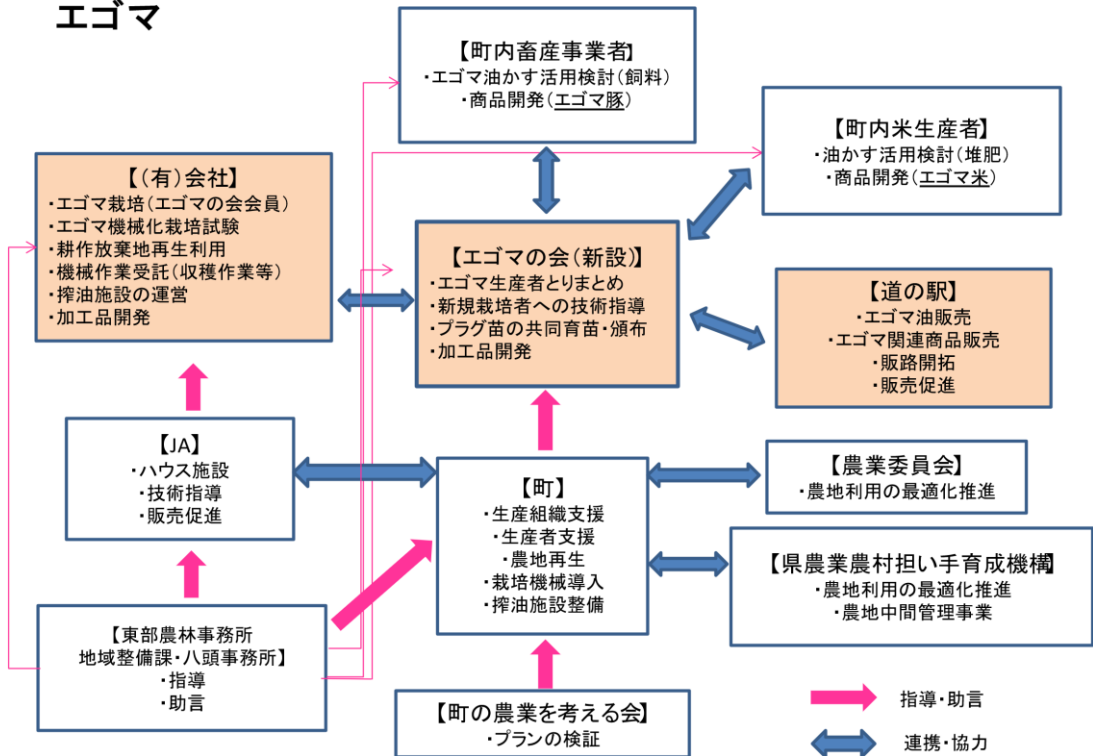
県及び関係機関におかれては、農業者の意向を十分に踏まえた上、実のある連携強化と役割分担の見える化を図って、目的達成に向けた支援内容等の見直し、立て直しを行っていただくよう要望する。

「●●町がんばる地域プラン（抜粋）」

水 稲



エゴマ



「プランの実施状況報告（抜粋）」

別記様式5

プランの実施状況報告書

- 1 プラン策定主体名
●●町
- 2 プラン名
清流で青つ米と健康をはぐくむエゴマで元気な町づくり
- 3 プラン認定年月日
平成29年2月

4 プランに掲げた目標に対する達成状況

(1) 担い手・新規就農者の確保に関する取組

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規就農者	0人	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	— 1人 (33.3%)	3人 1人 (33.3%)
農業研修生の受け入れ （地域おこし協力隊含む）	2人	— 0人 (0.0%)	— 0人 (0.0%)	— 1人 (20.0%)	— 1人 (20.0%)	5人 1人 (20.0%)
集落営農組織	2組織	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	5組織 2組織 (40.0%)
認定農業者数	5人	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	— 6人 (75.0%)	8人 7人 (87.5%)

(2) 農地利用の効率化・維持管理に関する取組

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
センチビートグラス施行集落数	5組織	— 5組織 (62.5%)	— 6組織 (75.0%)	— 7組織 (87.5%)	— 9組織 (112.5%)	8組織 9組織 (112.5%)
人・農地プランの充実 （集落毎の作成数）	0組織	— 0組織 (0.0%)	— 1組織 (20.0%)	— 2組織 (40.0%)	— 2組織 (40.0%)	5組織 2組織 (40.0%)
農地中間管理事業による利用権 設定面積	2.5ha	— 9.4ha (62.7%)	— 12.1ha (80.7%)	— 13.3ha (88.7%)	— 15.0ha (100.0%)	15.0ha 16.9ha (112.7%)

(3) 核となる品目の生産振興に関する取組（水稲）

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
「●●米」生産組織の立ち上げ	0団体	— 1団体 (0.0%)	— 0団体 (0.0%)	— 0団体 (0.0%)	— 1団体 (100.0%)	— 1団体 (100.0%)
特別栽培米栽培面積	15.0ha	— 21.0ha (70.0%)	— 23.9ha (79.7%)	— 24.0ha (80.0%)	— 29.7ha (99.0%)	30.0ha 38.1ha (127.0%)
共同精米集荷施設の整備	0	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)

(4) 核となる品目の生産振興に関する取組（エゴマ）

具体的な取組内容（項目）	目 標 及 び 実 績					
	現 状 平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
エゴマ生産組織（規約有）の立ち上げ	0組織	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)	— 1組織 (100.0%)
エゴマ栽培の機械化・受託体制の整備	0	— 0 (0.0%)	— 0 (0.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	1 1 (100.0%)
町内エゴマ生産面積拡大	5.0ha	6.0ha 7.0ha (116.7%)	8.0ha 6.0ha (75.0%)	10.0ha 7.8ha (78.0%)	12.0ha 5.3ha (44.2%)	15.0ha 5.1ha (34.0%)
エゴマ搾油体制の整備（加工施設整備）	0	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)	— 1 (100.0%)
エゴマ搾油量	300%	450% 220% (48.9%)	600% 71% (11.8%)	750% 283% (37.7%)	900% 143% (15.9%)	1,000% 161% (16.1%)
エゴマ商品開発	1	— 2 (40.0%)	— 2 (40.0%)	— 3 (60.0%)	— 6 (120.0%)	5 6 (120.0%)

※具体的な取組内容欄はプランの目標項目数に合わせて、追加すること。
※目標欄については、項目毎に2段書きとし、上段に目標値、下段に実績値と目標値に対する割合（%）を括弧書きで記載すること。

(がんばる農家プラン支援事業)

イ 県外住民への補助金の交付【意見】

A氏は、他県の住民であるが、同支援事業の2回目として、鳥取県はコンバイン導入の補助金として3,000千円を交付している。

県担当課の説明では、認定農業者であり、営農区域の市町村からの申請により、補助金の交付手続を行ったとしており、同事業の補助金交付要綱には、県内在住者に限る旨の規定がないことから、認定農業者の取組であって、そのプランを実行することにより、地域農業の振興、地域の活性化にメリットがあることの要件を満たす場合で、補助対象とする機械、施設等については県内での利用を前提として規模の妥当性の判断が行われている場合には、限定的ではあるが補助金対象事業とすることはあり得るとしている。

一般的には、県補助金は限られた予算の中で、鳥取県の住民の福祉の増進のため、有益な活用が期待されているものと思われるが、他県でも、企業等農業参入事業として、県外の認定農業者等に対し、補助金を交付している例や、逆に、他市では、同市内に住所を有し、かつ市税の滞納がない認定農業者に限定して補助金を交付している例など様々であることから、県外住民も対象の可能性があれば、後のウ(P28)にあるように、地域毎で異なるプランの審査基準によって、異なる結果にならないよう、公平性及び統一性の観点から、補助金交付要綱等にもその旨を明記した方が良いと思われる。

(がんばる農家プラン支援事業)

ウ 地域毎で異なるプランの審査基準【指摘】

鳥取県内の各事務所(東部・八頭・中部・西部・日野)における農業関係プランの審査基準を検討したところ、各事務所の審査基準等についてそれぞれ異なる基準によって運用されている。

同じ県内でありながら同一の事業において地区それぞれの取扱いが異なっていることは統一性を欠くものと言わざるを得ない。公平性の観点から見ても、各事務所で同一の基準を設定され、運営されるべきと考える。

令和2年度に西部で申請され、「不採択」となった2事例(いずれも評価点合計の平均は16.4点で、審査基準のうち1項目の平均点が2.8点のもの)を見ると、いずれの場合とも、西部基準では僅かに審査会での評価点に至らず「不採択」となっているが、仮に東部及び八頭の基準であったならば、審査会で協議の上で「採択」することが可能となっている。

いずれの事例とも翌年度(令和3年度)に再申請が行われ「採択」されている。それぞれの年度に提出された「農業プラン」を比較すると、プラン自体は大きく変わることはないが、翌年度にプランの再構築が図られたことから、「採択」に至ったも

のと推察される。

令和2年度の西部の審査基準が、仮に東部基準と同一であったとしても、必ずしも「採択」されるものではないと思われるが、取組が1年遅くなったことにもなりかねないことから、公平性及び統一性の観点からは、不適切と言わざるを得ない。

各事務所の認定基準は次のとおりである。

【東部】 審査委員5名をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。

【八頭】 審査委員5名をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 意見の決定に当たっては、各委員の評価点合計の平均が15点以上の場合に限り認定することを原則とする。ただし、15点以上であっても、平均で2点に満たない又は2点以下が3名以上の審査項目がある場合には、協議の上決定することとする。

【中部】 審査会は、委員7人以内とする。(運営要綱第3条)

(認定基準) 審査基準ごとの平均点が3点以上で、総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点が2点以上3点未満、その他の項目が3点以上で、総合評価の平均点が17点以上のプラン。

【西部】 委員5人をもって組織する。(運営要綱第3条)

(認定基準) 審査基準ごとの平均点が3点以上で総合評価の平均点が15点以上のプラン。審査基準の1項目の平均点は2点以上3点未満だが、その他の審査項目の平均点が3点以上かつ、総合評価の平均点が17点以上のプラン。

【日野】 審査委員 資格の指定はあるが、人数指定なし(年度ごとに任命時に定数を決定)

(認定基準) プランの審査は、別表により5段階又は3段階評価にて評価し、評価点数合計の平均が18点以上で適とし、18点に満たない場合については、委員協議により適否を判断する。

エ 事故繰越

事故繰越は、会計年度独立の原則に対する特例として例外的に認められた予算繰越しの一つであり、年度内において支出負担行為を行い、その後避け難い事故のためその年度内において支出が終わらなかった場合には、事故繰越しをすることができると規定されている。

これについて、令和2年度分700万円（補助対象者1名）の執行状況を検証したところ、交付決定は令和3年3月2日であり、当初の納入期限は同年3月31日であったが、新型コロナウイルス感染拡大及び同年2月に発生した福島県沖地震により物流が滞ったことにより、年度末までの納入が困難となったもので、納入業者からも事前連絡があり翌月には納入されていることから、やむを得なかったものと思われる。

第2 農林水産部経営支援課

1 産地主体型就農支援モデル確立事業

(1) 事業の概要

産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着をより円滑に進めるためには、地域ぐるみで受入態勢を構築することが重要である。そこで、産地が主体的に後継者を確保、育成する仕組みとして、産地の将来ビジョンに基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修の実施、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械、施設整備を先行して進め、パッケージで支援する体制づくりをモデル的に支援するとともに他産地への取組拡大を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
産地受入モデル地区設置事業	受入体制を早期に整備するモデル地区を設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費を助成	【補助率】 県1/2、市長村1/2 【補助額(上限)】 200千円/地区	JA等
産地受入条件整備事業	研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費を助成	【補助率】 県1/2、市長村1/2 【補助額(上限)】 480千円/研修生 (40千円/月×12か月)	JA等
	新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6、実施主体1/2 【事業費(上限)】 6,500千円/地区)	
	新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置等に要する経費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6、実施主体1/2 【事業費(上限)】 1,500千円/地区)	
優良果樹園の維持管理費	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費を助成	【補助率】 県1/2、市町村1/2 【補助額(定額)】 ・ 梨：400千円/10a ・ 柿、ぶどう：200千円/10a	JA等
優良農地の受入条件準備費	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費を助成	【補助率】 県1/2、市町村1/2 【補助額(上限)】 500千円/100a/地区	JA等

(3) 事業績 (決算額)

区分	件数	補助金額
産地受入モデル地区設置事業	3件	263千円
産地受入条件整備事業	1件	752千円
優良果樹園の維持管理費	2件	1,516千円
優良農地の受入条件準備費	1件	85千円
合計		2,616千円

(4) 監査結果

(優良果樹園の維持管理費)

ア 優良果樹園への維持管理費の適切な運用【意見】

新規就農者の確保を目的として、新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理経費を助成するとして、梨について 40 万円/10a を県 1/2、市町村 1/2 ずつ補助金を交付している。令和 3 年度については、果樹園 2 圃場に対して、県補助金としてそれぞれ 517 千円 (25.83a)、1,000 千円 (50a) を交付している。

これについて、現地確認を行ったところ次のとおりであり、うち 1 圃場 (C 町) は、令和 2～3 年度に維持管理費の助成を受けて取り組んだものの、事業承継者が現れなかったこと、及び維持管理の生産者グループ構成員の負担が大きいことから、管理がほとんど必要ない方式 (園芸試験場方式: 側枝を全て切除し、残った主枝等の花芽を全て掻き取ることで、将来の再養成を可能とするもの) での管理に切り替え、令和 3 年度末には地権者に管理業務を返還している。残る 1 圃場 (D 町) については、維持管理費の助成を受けて取り組んだ後に、親族に事業承継されることになった旨の説明があった。

前者については、前農園主死亡につき、C 地域農業振興協議会により、「優良果樹園」として、助成金を活用した維持管理を行うことが決定されたものであるが、事業開始年度から、生産者グループ構成員の各農家は自分の果樹園で管理が手一杯な状況であり、計画自体に無理があったものと推察され、結果として、新規就農者等が賃貸するまでの間、優良果樹園を管理することとした事業は頓挫しており、2 年間で 100 万円を上回る県補助金額は、無駄な助成金の支出となっている。これについては、事業開始年度当初に果樹園の地理特性や生産者グループ構成員の負担及び維持管理の合意形成が十分であれば防げたものと思われる。

後者については、結果として、親族への事業承継となっており、当該支援事業が予定している「新規就農者等が賃貸するまでの間、生産者グループ等が行う優良園の維持管理経費を助成する」としたものに該当するか否か疑義が残るところであり、合規性や透明性の観点からは、親族への事業継承になった場合の助成費の返還規定等 (果樹園の維持管理費は、本来的には、果樹園主が負担すべきものとする。) を明確にすべきと思われる。

また、補助金の算定根拠としては、最低限の維持管理経費として 60 万円/10a と積算し、その内、県と市町村が 1/3 ずつ、残りを生産者グループ等が負担するとしているが、維持管理中に収穫された果実は、一方では販売されており、他方では一切果実は着果させていない。この点について、県担当者から、「果実の売り上げは、生産者グループ等が負担する 20 万円/a を大きく下回る」との説明があったが、管理の収支計算はされておらず適否の確認はできないものであり、真実性及び透明性

を確保する観点からは、同補助金交付要綱で求めている実績報告の提出を求める際に、当該維持管理費に係る収支報告を求めるなど、より適切な運用を図られるべきである。

(ア) C町の圃場

前農園主死亡につき、C地域農業振興協議会により、「優良果樹園」として、助成金を活用した維持管理を行うことが決定された。事業開始年度から、生産者グループ構成員の各農家は自分の果樹園で管理が手一杯な状況であり、人工受粉、細かな摘果、袋掛け、収穫、出荷の余裕はなく、一切果実は着果させていない。令和2～3年度は維持管理費の助成を受けて取り組んだものの、事業承継者が現れなかったこと、及び維持管理の生産者グループ構成員の負担が大きいため、管理がほとんど必要ない方式（園芸試験場方式：側枝を全て切除し、残った主枝等の花芽を全て掻き取ることで、将来の再養成を可能とするもの）での管理に切り替え、令和3年度末に地権者に管理業務を返還した。地権者は前果樹園主の子息（県外在住）であるが今後の見通しは立っていない。



(維持管理の見通しが立っていない果樹園 R4. 11. 8 現在)

(イ) D町の圃場

果実が収穫できる程度の維持管理が行われており、結果として、親族への事業承継となった旨の説明があった。

当該事業は、「新規就農者等が賃貸するまでの間に、生産者グループ等が行う、維持管理経費を助成する」ものであるが、結果として、親族への事業承継となっており、当該支援事業が予定している新規就農者等に該当するか否か疑義が残るところである。

合規性や透明性の観点からは、親族への事業承継になった場合の助成費の返還

規定等（果樹園の維持管理費は、本来的には、果樹園主が負担すべきものと考え
る。）を明確にすべきと思われる。

2 担い手確保・経営強化支援事業

(1) 事業の概要

次世代を担う意欲のある農業者の経営発展を促進するため、農業用機械、施設の導入に対して支援する。

(2) 事業内容

事業内容	補助率等	実施主体
<p>農業用機械、農業用ハウス等の施設を整備する場合、金融機関からの融資残高に対して助成する。</p> <p>【補助条件】付加価値額の10%以上の拡大を成果目標とすること</p>	<p>【補助率】 国：総事業費の1/2以内</p> <p>【補助額上限】 個人15,000千円 法人30,000千円</p> <p>【補助対象者】人・農地プランに位置付けられた中心経営体（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織）等</p>	市町村

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	事業費	補助金額
農業用機械、農業用ハウス等の施設を整備に当たり、融資残高に対する助成	1 件	11,553 千円	5,251 千円

(4) 監査結果

当該事業年度の予算執行における諸手続について、各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

3 新規就農者総合支援事業

(1) 事業の概要

新規就農者の確保・育成を目的に、就農初期に必要な機械・施設整備への助成、就農初期の営農・生活面での負担軽減を目的とした就農応援交付金及び農業次世代人材投資資金の交付等を行い、新規就農者のニーズに合わせて段階的な支援を行う。

また、農家後継者の就農促進・定着を図るため、農業次世代人材投資資金の対象とならない農家後継者の親元での就農研修に対する支援を行う。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
就農条件整備事業	新規就農者が行う就農初期に必要な機械、施設の整備費を助成	【補助率】 県1/3、市町村1/6 【助成期間】 就農後5年間 【補助事業費上限】 1,200万円（5年間）	認定新規就農者等
農業次世代人材投資資金	就農希望者や新規就農者に対し、研修期間中（2年以内）及び経営開始直後（最長5年間）に資金を交付（新規就農時50歳未満）	【補助率】 国（全国農業会議所）10/10 ⇒R2年度採択まで：最大150万円/年 ⇒R3年度採択以降：経営開始1～3年目は150万円/年、4～5年目は120万円/年	県、市町村
就職氷河期世代新規就農促進事業	就職氷河期世代（事業申請時30歳以上かつ就農時49歳以下）の就農希望者に対し、研修期間中に資金を交付	【補助率】 国（全国農業会議所）10/10 ⇒2年以内、150万円/年	県
就農応援交付金	新規就農者に就農後3年間交付金を交付（農業次世代人材投資資金の交付対象者以外（原則新規就農時50歳以上））	【補助率】 県2/3、市町村1/3 【交付額（月額）】 ・1年目：10万円 ・2年目：6.5万円 ・3年目：4万円	認定新規就農者
就農支援事業	・IJUターン及び実家が非農家の新規就農者を経営開始後1年間、里親的に支援するアドバイザーを設置 ・新規就農者交流会の実施	【補助率】 県10/10 【報奨費】 3万円/月	県
親元就農促進支援交付金	農家後継者が親の経営に従事（親元就農）しながら、親元で研修を行う場合に交付金を交付	【補助率】 県2/3、市町村1/3 ⇒2年以内、10万円/月	認定農業者等
担い手業務推進事業	担い手育成業務の委託（就農相談、就農研修業務、関連する総務関係業務）	【補助率】 県10/10	（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	補助金額
就農条件整備事業	40 件	38,910 千円
農業次世代人材投資資金	85 件	105,848 千円
就職氷河期世代新規就農促進事業	2 件	2,875 千円
就農応援交付金	12 件	5,137 千円
就農支援事業	8 件	1,981 千円
親元就農促進支援交付金	48 件	25,600 千円
担い手業務推進事業	(総務関連業務)	16,233 千円
合 計		196,584 千円

(4) 監査結果

(担い手業務推進事業)

ア 契約金額と著しく乖離した委託金額の支払い【意見】

「令和3年度担い手業務推進事業」について、県は、令和3年4月1日に（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と委託契約を締結した。

その内容は、担い手業務推進事業を同機構に委託し、①経費として22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う、②同機構は委託費を委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない、③委託業務終了後の実績報告書は令和4年4月30日までに提出する旨のものであった。

この委託事業計画書では、人件費11,799千円、事務経費10,368千円で合計金額が22,167千円となっていたが、実績報告書で示された決算額では、人件費が1,128千円、事務経費が4,976千円となっており、契約金額・事業計画に対し、人件費は約95%、事務経費は約48%という結果となっていた。

契約金額・事業計画を大幅に下回ったことに関して、変更契約は結ばれていないが、契約書で「22,167,000円を超えない範囲内で同機構に支払う」旨の記述からして、契約上の手続には問題がないと思われる。

事務経費が計画の半分以下となった理由として、コロナの影響で県外（東京・大阪）向けの就農相談会がオンライン開催方式に変更になり、それに付随した事業経費も大幅に減少したということであるが、これらの対応による経費の減少は、年度の早い段階で十分予測できたはずであり、予算額が制約される中、計画と比べて著しく支払が下回ることが予測される場合は、①変更契約の締結、②補正予算を組んで他に必要な事業への再配分等を行うべきであって、これらを行わないで、年度末まで不要資金を放置したことは、行政の怠慢ではないかとの非難を受けてもやむを得ないと思われる。

4 農の雇用ステップアップ支援事業

(1) 事業の概要

農業経営体等が、県内の求職者、県外からのI J Uターン者等を雇用し、職場内で実施する実践的な研修に要する経費等を助成することにより、県内の雇用就農の促進を図るとともに、農場における担い手の確保と早期育成を支援する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
未来を託す農場リーダー育成事業	就業希望者を新たに雇用する農業法人等に対し、OJT研修実施に必要な経費を最長3年間助成	【研修推進費】 (R1年度採択)1～3年目9.7万円/月 (R2年度採択)1～3年目9.7万円/月(障がい者等を雇用した場合、1～2年目に限り2.5万円/月を加算) 【指導者研修費】1～2年目3.6万円/年 【助成期間】最大36月	農業法人・農業者等
農業コラボ研修事業	農業だけで通年雇用が難しい場合に他産業と連携して雇用を行う経営体に対し、農業のOJT研修を行うために必要な経費を最長2年間助成	【研修推進費】 1～2年目9.7万円/月 【指導者研修費】 1～2年目3.6万円/年 【助成期間】最大24月	農業経営体等

(3) 事業実績(決算額)

区分	件数	補助金額
未来を託す農場リーダー育成事業	95件	22,701千円
農業コラボ研修事業	1件	1,067千円
合計		23,768千円

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

5 集落営農体制強化支援事業

(1) 事業の概要

集落営農組織が経営規模を拡大するため、農業用機械・施設等を導入する経費に対して支援する。さらに、将来にわたって集落内の農地を維持・継承していくため、人材育成を主眼に置き、人材育成や畦畔管理の省力化、新たな園芸品目の試作など、集落営農組織を次世代へつなぐ活動等に対して支援する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
人材確保型支援	<p>新たな人材の確保、畦畔管理省力化のための農業用機械及びグランドカバープランツの導入に必要な経費（(ア)は必須）</p> <p>(ア)農作業安全講習・人材育成支援（農作業の実務研修、オペレーター等の人材育成研修に要する費用）</p> <p>(イ)畦畔管理省力化支援（高性能草刈機、グランドカバープランツ等）</p> <p>(ウ)園芸品目の試作等取組支援（種苗費、資材費、機械リース料、農地の賃借料等）</p> <p>(エ)賑わい活動支援（農作業体験活動等のイベント開催費）</p>	<p>【補助率】 県1/3、市町村1/6</p> <p>※但し、(イ)のうち急傾斜地を含む集落営農組織：県2/5、市町村1/5</p> <p>【補助上限】</p> <p>(ア)200千円/組織</p> <p>(イ)2,200千円/組織</p> <p>※急傾斜地を含む組織：2,600千円/組織</p> <p>(ウ)200千円/組織</p> <p>(エ)100千円/組織</p>	集落営農組織 (イ)は中山間地域の集落営農組織
規模拡大・発展型支援	<p>集落営農組織が農業用機械、附帯施設の導入に必要な経費</p> <p>(ア)農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費</p> <p>(イ)組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費</p>	<p>【補助率】 県1/3、市町村1/6</p> <p>【上限額】</p> <p>〔小規模組織〕 経営面積20ha未満：7,000千円/組織</p> <p>〔大規模組織〕 経営面積20ha以上：12,000千円/組織</p>	集落営農組織

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	事業費	補助金額
人材確保型支援	4件	4,531千円	1,797千円
規模拡大・発展型支援	17件	86,580千円	28,860千円
合計			30,657千円

(4) 監査結果

(人材確保型支援)

ア グランドカバープランツ事業における競争原理に基づいた財務執行の確保【指摘】

集落営農体制強化支援事業実施要領によれば、グランドカバープランツ（被覆植物）導入の補助金交付事業の納入業者の設定に当たっては、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより選定するとされているが、E営農組合を事業実施主体とする同事業（令和3年度から令和4年度の事業契約金額7,932,823円）においては、これによらず愛媛県内にあるF社のみの見積もりにより業者決定し、これに対して補助金の交付決定をしていた。

県担当課からは、同事業については、グランドカバープランツとして、センチピートグラス（芝生）の吹き付けを行うだけでなく、これに係る前処理及びアフターフォローに係る費用も対象としており、県内業者において前処理からアフターフォローまで一連して請け負う業者がなかったことから、過去に施工実績があったF社を施工業者とした事業計画に沿って補助金の決定をした旨の説明があった。

しかしながら、近隣県にも同様な施工業者があることを考えると、本来、競争入札又は相見積もりなどにより競争原理に基づいた合理的な事業金額に対して、補助金を交付すべきと考える。これについては、同実施要領が形骸化していると言わざるを得ないことから、適正な財務執行体制の確保を図る必要がある。

なお、鳥取県は、県内全域に中山間地域が広く分布する特性を有し、農業者の高齢化に係る農地法面の管理省力化は喫緊の課題であるとして、センチピートグラスを法面に被覆させることで草刈回数を低減させるという「農地法面管理省力化支援事業」に何年も取り組んでおり、同事業を担当する農地・水保全課によれば、センチピートグラスの吹き付けについては、県内業者による施工も可能とのことである。

同補助金の交付要綱の「鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、県内事業者への発注に努めなければならない」との規定に照らせば、センチピートグラスの吹き付けを県内事業者、前処理からアフターフォローを県外業者にするなどの方法も検討に値したのではないかと考えられるところであり、上記県外事業者との契約は、同交付要綱にも抵触するのではないかと考える。

(規模拡大・発展型支援)

イ 免税事業者に対する不公平な補助金の交付【指摘】

集落営農体制強化支援事業のうち、規模拡大・発展型支援は、集落営農組織が農業用機械、付帯施設を導入するために必要な経費について、県が1/3、市町村が1/6補助する事業であり、県の補助は、市町村から提出された事業計画書に基づき補助金の交付決定を行い、その後に市町村が実施報告書を受領することとなっている。

この事業において、集落営農組合がトラクターとその備品を消費税及び地方消費

税を含んだ金額(以下「税込価額」という。) 4,730,000 円で購入したことに関し、G町は、県に対して、補助事業者は「免税事業者」である旨、また、補助対象経費の額は、支払額から消費税及び地方消費税を控除した金額(以下「税抜価額」という。) 4,300,000 円であり、県からの補助金はその 1/3 の 1,433,333 円である旨の事業計画書を提出し、県も事業計画書のとおり 1,433,333 円の補助金の交付決定をし、その後、市町村からの実績報告にも、「免税事業者」に 1,433,333 円の補助金の交付を行い、事業が終了した旨が記載されている。

免税事業者に対する補助金については、第3章第1中の1(4)ア(P18)で述べたように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができるとされており、補助事業者が事業計画書や実績報告書に記載のとおり免税事業者であるとするならば、当該市町村からの事業計画、それに基づく県の交付決定、さらに当該市町村からの実績報告は、税込価額4,730,000 円の 1/3 である 1,576,666 円を補助額とすることができるはずである。

G町以外の他の集落営農組合においても、農業用機械等の購入が行われ、県から補助金を受けているが、いずれも免税事業者として税込価額で補助金が申請・決定等されている。

補助金の交付要綱の「仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる」という規定に照らせば、上記の税抜価額での申請・決定については、手続上の問題はないものの、他の免税事業者への補助金の交付から見ると、不公平な取扱いとなっており、不当なものではないかと言わざるを得ない。

この申請に当たり、G町が免税事業者に対する補助金の取扱いをどのように判断し、補助事業者に対してどのような行政指導をしたのか定かでないが、少なくとも、県においては、他の市町村から提出された申請からみて、このまま申請どおりに補助金を交付したとするならば、不公平な取扱いとなると安易に判断できたはずである。

行政手続上の瑕疵がないとしても不公平な取扱いを是正せずに放置することは、県民の県行政に対する不信感を抱かせることになることから、何らかの対処が必要であると思われ、当該市町村を経由して補助事業者の意向を確認の上、補助事業者が希望するのであれば、追加の補助金の交付を行うべきであると考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。

【G町の例】

※免税事業者に対し、**税抜価格を基に**、補助金を交付



発●第 [redacted] 号
令和4年3月8日

鳥取県西部総合事務所長 [redacted] 様

住所 [redacted]

申請者 [redacted] 町長 [redacted]
(公印省略)

令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金実績報告書

令和4年1月5日付第 [redacted] 号による交付決定に係る事業の実績について、
鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	5,419,000	1,806,333
実績	4,300,000	1,433,333
差引	△1,119,000	△373,000
添付書類	1. 実績報告書 2. 収支決算書	

(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
注2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。
注3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

- 8 消費税の取り扱い (一般課税事業者・簡易課税事業者・**免税事業者**)
- 9 その他

お客様ご記入下さい

連帯保証人様本人がご記入下さい

日付欄: 28日

姓欄: [redacted]

名欄: [redacted]

姓欄: [redacted]

名欄: [redacted]

性別欄: [redacted]

年齢欄: [redacted]

職業欄: [redacted]

電話番号欄: [redacted]

郵便番号欄: [redacted]

住所欄: [redacted]

8									
9									
10									
契約品計 (1)							4,300,000		
消費税及び地方消費税 (1) × 10%							430,000		
契約品合計 (1) + (2)							4,730,000		
下取品目	管理 No.	型式・品名	銘柄	品目	機種	年式	アウター	金額(税込)	
1									
2									
3									
お支払方法 (1) 振込(現金) (4) 口座引落 (7) クレジット ()							A 差引合計額 (3) - (4)		
お支払方法 (2) 5) 5らくらくプラン () その他 ()							¥4,730,000		
お支払方法 (3) [redacted]							2022年3月20日		
お支払方法 (4) [redacted]							4,730,000		
お支払方法 (5) [redacted]							年 月 日		
お支払方法 (6) [redacted]							年 月 日		
備考							申込受付		

【他市町村の例】

※免税事業者に対し、**税込価格を基に**、補助金を交付



第 [] 号
令和4年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 [] 様

申請者 []
[] 町長 []

令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金実績報告書

令和4年2月10日付け第 [] 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和3年度鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
	3,500,000円	1,166,666円
実績	3,500,000円	1,166,666円
差引	0円	0円
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

法人で農地
る。また
農地を擁

考

ること。
いる制度資
合は、備考
すること。
と。

備考

5 事業完了年月日
令和4年3月29日

6 他の補助金の活用の有無(有・無)

(1) 活用する補助金名
(2) 事業内容
(3) 当該補助金に係る問い合わせ先

注1) 他の補助金の活用の有無について「有」「無」のいずれかに○を記載すること。
2) 「有」の場合は、(1)～(3)の内容を記載すること。
3) (3)は、補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先を記載すること。

7 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・**免税事業者**)

12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
	小計		3,181,818	
	消費税等		318,182	
	①合計		3,500,000	

2. 備考

6 農地中間管理機構支援事業

(1) 事業の概要

本県の農地中間管理機構である（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構が、農地の賃貸借を通じ地域農業の担い手への農地の集積と集約化を行うために要する経費等を助成する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
農地中間管理機構支援事業	(事務運営費) 担い手機構が農地の中間管理業務を行うために必要な運営費の助成（人件費、非常勤職員賃金、事務費、市町村への委託費等）	【補助率】国7/10、県3/10	担い手育成機構
	(借受農地管理等事業) 担い手育成機構が、耕作者がいない農地等を借り受け、担い手に貸し付けるまでに、農地として維持するために必要な保全管理経費（草刈り等）や農地の出し手への賃貸料等の助成 ※国の補助率は、機構の農地の貸付率に応じ、事業費の6.5%~20%が加算される。		
	(県推進事務費) 事業推進に係る県事務費		県
	(機構中間保有地再生活用事業) 担い手育成機構が人・農地プランの中心経営体への集積を目的に、中間管理権の設定をした荒廃農地等の再生を行う場合に要する経費の助成	【補助率】県1/2、市町村1/2	担い手育成機構
基盤強化法特例事業	(事務費・業務推進事業費) 農地の売買に係る業務に必要な経費の助成	【補助率】国6/10、県4/10他	担い手育成機構

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件 数	補助金額
農地中間管理機構支援事業	—	126,741 千円
機構事業運営費	—	111,352 千円
借受農地管理等事業	—	15,343 千円
内、賃料	34 件	270 千円
内、保全管理料	29 件	15,073 千円
県推進事務費	—	46 千円
機構中間保有地再生活用事業	13 件	2,351 千円
基盤強化法特例事業	—	1,011 千円
合 計		130,103 千円

(4) 監査結果

(農地中間管理機構支援事業)

ア 農地中間管理事業用地貸付料の滞納に係る延滞損害金の未徴収【指摘】

実施主体である「(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構(県が基金等1/4以上を出資する団体)」においては、中間管理事業用地の借り手への賃借料の支払は一律12月15日に支払い、貸し手側には翌年1月10日を納入期限と定めており、その間の資金は銀行からの有利子借入金で賄っているが、これについての令和3事業年度末における貸し手側農家からの賃貸料の未納入金額は、2,318,070円(この内、令和4年9月20日現在の未納入額788,070円)となっている。

これについて、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構財務規程第24条では、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞金又は延滞利息を徴収するものとされており、鳥取県延滞金徴収条例第3条の規定に準じて計算した額を遅延損害金(令和3年は納期限の翌月から1か月の間は年2.5%、1か月を経過した日以降は年8.8%で計算、100円未満は不徴収)として徴収するものとされている。

しかしながら、従来から滞納者が経営状況の厳しい農家であることを理由として、財務規程第24条(3)に基づく「理事長がやむを得ないと認めたとき」に該当するものとして、一律に徴収せず、これに係る不徴収決議も残されていない。

そもそも延滞損害金の規定は、期限までに納付した他の納付者との公平を図るために設けられているものであり、仮に、規定にある「理事長がやむを得ないと認めた場合」にあったとしても、同規定にある「災害その他やむを得ない事由」に準じる程度のものであり、かつ、個別事情を考慮の上、個別に不徴収を判断すべきものと思われる。また、これに係る決裁記録も残すべきである。

合規性の観点から不適切と思われることから、改善を求める。

(機構中間保有地再生活用事業)

イ 計画性・経済性の観点から問題が認められる事業【意見】

農地中間管理機構支援事業の一環として実施している借受農地の整備事業のうち、一部について整地面積が大幅に減少しているものがあり、内容を検討したところ次のとおりであった。

- ・委託者（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構
- ・受託者（株）H
- ・当初契約 令和4年2月25日
- ・変更契約 令和4年3月25日
- ・契約金額 957,000円
- ・当初見積面積 2,958㎡
- ・変更後見積面積 610㎡
- ・契約金額の変更なし

これについて、整地面積が減少すれば契約金額が減額となるのが通常であるが、契約金額の減額がなく補助金は957,000円の1/2である478,500円が交付されている。

当事業について見積書の内訳の提出を求めたところ、整地面積が大幅に減少したものの、明細書では作業量の増加により工種毎の工事単価が増額され、この結果契約金額の変更に至っていないことが確認された。

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構は、雑草が繁茂し、害虫発生源となっている耕作放棄地であり、周辺の営農に支障を来し、長年懸案となっていたため事業対象としたが、再生事業を開始したところハウスの骨材等が放置されていたことから、作業全体の見直しが必要となり、交付決定額の範囲内で年度内に実施可能な面積のみ再生した。これにより、当初事業計画の2,958㎡から、その2割である610㎡しか整地されず、残りの未再生農地部分2,348㎡(8割)は、町単独事業として再生され、その後、担い手が地力増進を図りながら、大豆の作付けを行う計画となっている旨の説明があった。

本来、当該事業は、県、町、地元が一体的に再生を図るものとして、事業費の1/2以内を県が、残り1/2以内を市町村が補助するものとされていたが、結果として、当初計画の2割しか事業化できず、未再生部分は町単独事業として分断されることになった。町の事業開始は今後決定するとしている。

仮に、事前の十分な現地確認が行われていれば、同一年度内での円滑かつ経済的な事業実施が出来たものと思料されるが、部分的に事業化されていることから、既に投入した県補助金が無駄（荒廃農地に戻らないうちに事業実施されるよう）にならないよう、事業実施主体として、引き続き必要な目配りを行う必要がある。

【当初契約】 ※再生面積 2,958 m²

[第 1 号 明 細 書]

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘
〇 [REDACTED] 面積 : 2,958m ²	一式			632,218	
準備工	一式			(266,220)	
除草、集積、運搬処分	m ²	2,958.0	90	266,220	
整地工	一式			(215,998)	
掘削・敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	8.0	8,000	64,000	
田面砕土/ローラー	m ²	2,958.0	6	17,748	
土壌改良材/散布共	t	6.7	9,000	60,300	
雑物除去/処分共	m ²	2,958.0	25	73,950	
廃棄物処理工	一式			(150,000)	
廃棄物集積・運搬・処分/処分費共	式	1.0	150,000	150,000	



【変更後】 再生面積:610 m²

[第 1 号 明 細 書]

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘
〇 [REDACTED] 面積 : 610m ²	一式			614,550	
準備工	一式			(238,400)	
除草、集積、運搬処分	m ²	610.0	250	152,500	
場内小運搬工/不整地運搬車	m ²	20.0	1,800	36,000	
処分費/生木 (株) [REDACTED]	t	4.6	10,000	46,000	
処分費/根・株 (株) [REDACTED]	t	0.3	13,000	3,900	
整地工	一式			(312,150)	
掘削・敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	15.0	8,000	120,000	
田面砕土/ローラー	m ²	610.0	15	9,150	
雑物除去/集積・場内運搬	m ²	610.0	300	183,000	
工事用道路工	一式			(64,000)	
敷均し/バックホウ運転0.45m ² 級	h	8.0	8,000	64,000	

第3 農林水産部生産振興課

1 産地生産基盤パワーアップ事業

(1) 事業の概要

新たな国際環境の下で、園芸産地等を加速化かつ戦略的に強化するために、農業団体等が行う施設整備、農業機械等のリース導入及び生産資材の導入等を推進する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
整備事業	野菜の施設整備を支援	【補助率】国1/2	農業者、農業者の組織する団体等
生産支援事業	野菜、果樹等の農業機械等のリース導入、生産資材導入を支援		

(3) 事業実績（決算額）

区 分	件数等	事業費	補助金額
整備事業（長芋）	1 町	281,197 千円	127,817 千円
生産支援事業 （アスパラガス、スイカ）	4 市町	16,109 千円	7,585 千円
合 計			135,402 千円

(注) R 2 補正(繰越)分

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

2 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業

(1) 事業の概要

(国) 産地生産基盤パワーアップ事業を積極的に活用し、県等で開発した従来と同等の強度を有し、建設費が安い「鳥取型低コストハウス」の導入を引き続き推進することで、高収益な野菜・花き等のハウス栽培品目の生産振興を加速的かつ戦略的に拡大し、県内園芸産地の活力増進を図る。

(2) 事業内容

事業内容	補助率等	実施主体
鳥取型低コストハウスの整備に要する経費の一部を助成	【補助率】国1/3程度（資材費の1/2）、県2/9程度、市町村1/9程度 ※補助率が2/3となるよう県と市町村が2：1の負担割合で嵩上げ	農業者、生産法人、生産組合、JA等

(3) 事業実績（決算額）

区分	棟数	事業費	補助金額
鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	165棟	258,206千円	152,118千円

(注) R2補正(繰越)分

(4) 監査結果

(鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業)

ア 追加された施工業者の反映【意見】

ハウス栽培は、高収益な野菜、花き等の生産振興に大きなメリットがあるが、一方で施工価格の高騰により、ハウスの更新や規模拡大に踏み切れないという実情にある。

本県では、従来型に比べて低コストの「鳥取型低コストハウス」を開発し、その導入を推進している。

推進に当たっては、導入されやすいよう、業者からの相見積もりを取るなどして競争原理を働かせ価格を抑えることや、生産者自らが施工することでコストダウンを図ることなどを積極的に提案するとしている。

また、同ハウスが設置可能な県内施工業者を県担当課が公表しており、現在は6業者が公表されている。

公表されている業者は、従来5業者であったが、県担当課から、令和3年5月27日付「鳥取県型低コストハウスによる施設園芸等推進事業実施要領に定める施工業者の追加について」（通知）により、I社を新たに施工業者に追加し、6業者となった。このことを、事業主体となり得る県内団体をはじめとする事業関係者あてに発出し、これを承知の上、事業を実施するよう協力を求めている。

しかしながら、令和3年度における「鳥取型低コストハウス」事業における事業主体は、県内1団体のみであり、新たに施工業者が追加されたにもかかわらず、従来の5業者のみで競争入札が行われ契約が締結されていることから、結果として、令和3年度支援事業費約2億6千万円、これに対する補助金約1億5千万（国、県、市町村の合計）は、全て5者のみで入札されている現状にある。

今般、施工業者に追加されたI社を見ると、農業資材大手であり、当然に、指名競争入札に参加し、適正な競争原理を働かせるものと期待されていたものと推察される。本来、適正な競争原理によりハウスを低価格で施工・普及させ、県内の営農を支援する事業と考えるが、残念ながら、この趣旨が関係者又はその担当者間で共有できていなかった可能性がある。

ついでには、事業主体は当該団体となっているものの、その費用負担は、全て同事業を導入する傘下農家に求めており、実質的な事業費の負担者は零細な個々の農家である。

県の農家向けの当該導入推進のPR資料を見ると、「コストダウンによるハウスの実現」を強く呼びかけており、同実施要領の第3の4には、「競争入札等の実施」、そして、同補助金交付要綱第3条の4には、「徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるもの」と謳っている。

県は、各農家が過剰投資とならないよう、十分に意を注ぐ必要があり、その実が上がるよう必要な目配り行うべきと考える。

本年度も、令和3年度補正予算分が全額繰越されており、その予算執行が行われている最中である。早急の改善を行っていただきたい。

第4 農林水産部林政企画課

1 スマート林業実践事業

(1) 事業の概要

森林施業現場のスマート化・低コスト化により素材生産量の増加を図るため、航空レーザー計測で得られた森林情報データを有効に活用できる森林施業のスマート化に取り組むとともに、航空レーザー計測地区を拡大し、森林情報のデジタル化を推進する。

(2) 事業内容

区分	事業内容	実施主体
森林施業スマート化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再造林地等の測量作業の省力化を図るため、ドローン等を導入し、空撮した正射写真で施業地を視認して、面積を確定すること等、現地測量を省略して施業のスマート化を支援する。 ・路網設計作業の省力化を図るため、路網設計支援ソフトの導入を支援する。 	県
先端技術導入検討事業	自動走行機械等の導入について、専門家や学識経験者で構成する組織を設置し検討する。 ※専門家（想定：林業機械化協会、作業機械メーカー等）、学識経験者、県内林業団体等で構成	
スマート林業技術者育成事業	航空レーザー計測の情報等を有効に活用できる森林施業プランナーの育成を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産林と環境林に区分したゾーニング図の作成 ・ドローンを活用した立木評価や路網の自動設計ソフトの活用 ・高精度な森林施業プランの作成など (⇒20名程度×2回=40名(県内森林施業プランナー約60名))	
航空レーザー計測事業	航空レーザー計測を行い、森林情報の解析を行う。 <計測予定>鳥取市、岩美町、倉吉市、湯梨浜町、北栄町、米子市(想定)	
施業履歴の電子化推進事業	間伐等の施業履歴情報を電子化し、森林クラウドシステムに搭載する。	
森林クラウドシステム推進事業	森林所有者の施業意向の有無などを地図上で見える化し、市町村が行う新たな森林管理システムにおける森林経営管理権の設置を支援する。	

(3) 事業実績 (決算額)

区 分		件 数	補助金額
森林施設スマート化 支援事業	先進的造林技術推進事業	2 件	1,292 千円
	森林資源デジタル管理推進対 策事業	1 件	700 千円
先進技術導入検討事業		-	-
スマート林業技術者育成事業		-	-
航空レーザ計測事業	航空レーザ測量業務	1 件	55,880 千円
	森林グランドシステム航空レ ーザ測量成果搭載業務	1 件	891 千円
施業履歴の電子化推進事業		1 件	2,204 千円
森林クラウドシステム推進事業		2 件	3,212 千円
合 計			64,180 千円

(4) 監査結果

(スマート林業実践事業)

ア 落札価格の適正化【意見】

鳥取県施業履歴電子化業務委託契約（以下「契約」という。）では、4者による指名競争入札により、J社が、前年度と同額で連続して1,980,000円で落札し、契約を締結した。

予定価格は、3,492,500円であり、落札価格は予定価格に対して56.7%である。入札者のうち他の3者の入札金額は3,300,000円、9,790,000円、11,880,000円であった。

不当に安い価格での受注は、①下請け業者（外注先）へのしわ寄せ、②官公庁ビジネスに係る労働者の労働条件の悪化、③他の会社や事業者の事業継続の困難化、更には④地域経済への悪影響といった弊害が発生するおそれがあることから、地方自治体に課された地域産業の健全な活動の確保への責務を考慮すると、予定価格を大幅に下回る入札価格については、契約すべきかどうか慎重に検討して判断すべきであると考えます。

この点について、契約の成果物の納入にも過去の実績から心配の余地は生じないとの判断したため契約を締結したとの説明があったが、連年、予定価格を大きく下回る場所であることから、予定価格自体の精緻化を図るなど、落札価格の適正化が望ましいと思われる。

第5 農林水産部水産振興課

1 漁業就業者確保対策事業

(1) 事業の概要

高齢化と後継者不足による活力低下が進む漁村の活性化を図るため、新規漁業就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を行う。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
漁業研修事業	漁業就業希望者に対する研修に必要な経費を支援する。	〔雇用型研修(1年)〕 ・指導経費60千円/月(市町村1/2) ・研修手当190.1千円/月等(県2/3) ・研修用具費30千円等(県10/10) 〔独立型研修(3年)〕 ・指導経費100千円/月(県1/2等) ・研修手当156.9千円/月(県10/10) ・研修用具費500千円等(県10/10)	漁業協同組合、 漁業経営体
漁業経営開始円滑化事業	新規就業者が漁業に着業する際に必要な漁船・機器等を漁協が新規就業者にリースする場合、その経費を支援する。	【補助対象経費】漁船等の整備に要する経費 【補助上限額】50歳未満の者30,000千円、 50歳以上の者3,000千円 【補助率】県1/2、市町村1/6	漁業協同組合
漁業活動相談員設置事業	漁業活動全般にわたる相談及び指導、漁業就業サポートを行う「漁業活動相談員」を設置する。	【補助率】 ・相談員設置事業1/3 ・就業サポート事業10/10	鳥取県水産業経営支援協議会
次世代の漁業者育成事業	漁業士の活動を支援する。		
漁業研修支援資金貸付事業	漁業研修支援資金事務委託経費		

(3) 事業実績 (決算額)

区分	件数等	事業費	補助金額
漁業研修事業	68件	110,305千円	71,383千円
漁業経営開始円滑化事業	1件	26,119千円	13,060千円
漁業活動相談員設置事業	1人	3,557千円	1,358千円
合計			85,801千円

(4) 監査結果

当事業の予算執行における諸手続について各種資料を確認した結果、特に問題はなかった。

なお、補助対象事業費の見積もり方法については、第3章第1中の1(4)イ(P21)で示したとおり。

2 特定漁港漁場整備事業

(1) 事業の概要

境漁港について、国が策定する高度衛生管理基本計画に基づき、消費者の「安心・安全」のニーズに対応した高度衛生管理型市場、災害に強く流通拠点となる防災対応型漁港を整備し、水産物の安定的な供給と、輸出など漁業の国際化にも対応できる「力強い水産業」を推進する。

(2) 監査結果

当該事業については、事業概要を聴取するとともに、一部の契約関係書類を抽出して監査を行ったが、抽出して検討した関係書類については、特に問題はなかった。

第6 農林水産部販路拡大・輸出促進課

1 「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業

(1) 事業の概要

鳥取和牛、五輝星（松葉がに）、新甘泉（梨）、輝太郎（柿）、星空舞（米）等の県産食材について、県ゆかりのメディア関係者などによる「食のみやこ鳥取県ブランド化アドバイザー会議」を新設し、首都圏、国内の富裕層向けを中心に、高級料理店や高級ホテル、雑誌社とタイアップしたPR及び情報発信を行い、県産食材のファンを増やし定番化に繋げるとともに、「食のみやこ鳥取県」の認知度向上、より一層の高級ブランドとしてのイメージ定着を図る。

(2) 事業内容

区分	事業内容	実施主体
ハイエンド客層にむけたPR	<ul style="list-style-type: none"> ・富裕層向け雑誌と有名料理人とのタイアップイベント等 ・有名百貨店、高級フルーツ店、高級ホテル等での県フェア開催 ・首都圏富裕層向けを中心に、松葉がに、鳥取和牛、星空舞、ジビエなどのPRイベント・フェア開催 	県
有名料理人・料理業界に向けたPR	<ul style="list-style-type: none"> ・有名料理人、料理雑誌社と連携したPR（シェフとのネットワークづくり、産地視察（旬の県産食材の動画撮影）、県フェア、タイアップイベント開催、PR記事掲載） ・世界的な料理コンテストに参加する「ボキューズドールJAPANアカデミー」等と連携したPR企画 	
鳥取魅力情報発信・ツアー造成	<ul style="list-style-type: none"> ・国内主要地での県の魅力発信、県フェア、観光説明会、富裕層向けツアー造成 ・民間企業（料理教室）との連携イベント 	
メディア等を活用したPR	富裕層向けに影響のあるテレビ番組やYouTuber等によるSNS発信等での県産食材の魅力発信	
ブランド化に向けた専門家の助言	「食のみやこ鳥取県ブランド化アドバイザー会議」でのブランド化に向けた意見聴取	

(3) 事業実績（決算額）

区分	件数	補助金額
ハイエンド客層にむけたPR	7件	16,750千円
有名料理人・料理業界に向けたPR	8件	16,907千円
鳥取魅力情報発信・ツアー造成	2件	3,795千円
メディア等を活用したPR	9件	16,105千円
合計		53,557千円

(4) 監査結果

(有名料理人・料理業界に向けたPR等)

ア 食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務の企画料【意見】

県外飲食店等へ県産食材をPRし、食のみやこ鳥取県フェア実施の可能性を探る「食のみやこ鳥取県フェア食材PR業務」を実施するに当たり、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業として、従来から㈱Kとの間で随意契約を結んでいる。

同契約においては、サンプル代金等のほか、県内の預託販売手数料及び県外百貨店の催事出展に係る手数料と同程度の金額とし、双方合意の上、企画料として一律15%が支払われているが、個々のサンプル商品の手配実績を見ると、県担当者からの手配指示がほとんどであり、仮に代金決済のみであれば、決済手数料としては割高なものになっているのではないかとと思われる。

これについては、企画料の決定経緯の記録が残されていないことから検証することができなかったが、随時契約は限定的な契約方法であることを鑑みれば、より厳正かつ明瞭な予算執行を確保する必要があるものと考えられる。

については、随時契約の際には、全県域における県産食材を取り扱える唯一の企業であるかどうかの検討を含め、企画料の算出根拠が曖昧にならないよう、その適否の検討及び同記録の保存、さらには実績報告時の検証も必要と考える。



請求書

令和4年4月1日

鳥取県知事 平井 伸治 様

株式会社 [Redacted]
代表取締役社長 [Redacted]

【取引銀行】
[Redacted]

下記の通りご請求申し上げます

ご請求額(税込)	¥403,338
----------	----------

経費内訳	金額
サンプル代金・代金決済	1,884,062
企画料(15%)	282,609
(令和3年度食のみやこ鳥取県食材PR業務委託)	
小計	2,166,671
消費税	216,667
合計	2,383,338
概算払い受領額	-1,980,000
請求額	403,338



(ハイエンド客層にむけたPR等)

イ 収入印紙の貼付漏れ【指摘】

契約書への収入印紙の貼付については、「契約事務処理要領」によると、「契約書等のうち、県が保管する契約書等は相手方が作成したものとして収入印紙の貼付及び消印が必要である。契約の相手方に契約書締結の文書を送付する際には、収入印紙の貼付等について併せて付記し、相手方から契約書等を受領する際には、課税額に見合った収入印紙の貼付及び消印について確認すること。」と定められている。

この処理要領に基づき、県が委託契約を行い、県が保管している契約書については、その大部分について、印紙の貼付及び消印が適切に行われていたが、原契約書を変更する変更契約書に印紙の貼付漏れが見受けられた。

具体的に示すと、県は、令和3年4月22日に「食のみやこ鳥取県情報発信業務委託契約」を事業者と締結し、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付及び消印が行われていた。

しかしながら、この原契約について、令和4年3月23日に、委託契約期間1回以上のタイムアップ記事掲載を2回以上に変更する変更契約を締結したが、事業者から受け取った契約書（請書）には印紙の貼付がない。

変更契約書については、原契約書により証されるべき事項のうち、重要な事項を変更するために作成したものであれば、課税文書になるとされており、また、印紙税法基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」によれば、請負の内容の変更は重要な事項の変更になると示されているところ、記事掲載を1回以上から2回以上とする旨の変更は、請負の内容の変更に該当すると考えられるので、課税文書になると思われる。

また、県は、令和3年6月18日に「ナイルスナイルタイアップ記事掲載業務委託契約」を事業者と締結し、さらに、この原契約について、令和4年1月5日に委託料を2,350,000円から2,175,000円に変更する変更契約を締結したが、原契約書には印紙の貼付及び消印が行われていたものの、変更契約書には印紙の貼付がない。

上記の印紙税法基本通達では、契約金額の変更も重要な事項の変更になると示されているところであり、同様に課税文書になると思われる。

他の契約においても変更契約が行われているものがあつたが、それらの変更契約書には印紙の貼付及び消印が適切に行われていたものの、このように印紙の貼付漏れが見受けられたことから、過年度も含め、また、他の事業についても印紙の貼付及び消印について、点検する必要があると考える。

また、点検後の印紙の貼付漏れについては、税務署に相談の上、対処する必要がある。

【収入印紙の不貼付事

令和3年度ナイルスナイルタイヤアップ記事掲載業務委託変更契約書

鳥取県（以下「甲」という。）と株式会社 [REDACTED]（以下「乙」という。）とは、令和3年6月18日に契約を締結した令和3年度ナイルスナイルタイヤアップ記事掲載業務委託契約書（以下「原契約」という。）の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

第1条 原契約第4条中「金2,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額金213,636円、金197,720円）」を「金2,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額金213,636円、金197,720円）」と改定する。

上記の契約の締結書の1通を保有する。

令和4年1月5日

変更請書

鳥取県知事 平井 伸治 様

令和3年4月22日に提出した請書（以下「当初請書」という。）に係る委託業務について、下記のとおり変更請書を提出します。

令和4年3月23日

住 所 [REDACTED]
氏 名 株式会社 [REDACTED]
代表取締役社長 [REDACTED]

下記のとおりお請けします。

記

業 務 名	Satoyama 推進コンソーシアムと連携した食のみやこ鳥取県情報発信業務委託
委託内容	別紙変更仕様書のとおり
契約金額	変更なし
委託期間	変更なし

第7 農林水産部食のみやこ推進課

1 6次化・農商工連携支援事業

(1) 事業の概要

6次産業化や農商工連携について、ソフト・ハード事業に対する補助や相談対応・専門家派遣等を行う支援窓口を設置することで、農産農林水産物の高付加価値化を図り事業者等の所得向上・経営安定化、地域産業の活性化を目指す。

(2) 事業内容

区分	事業内容	補助率等	実施主体
初めての6次産業化バックアップ事業	初めて6次化を開始する際の試作、機器整備等の経費支援	【補助率】 県2/3 【補助上限額】 400千円	農林漁業者等
もうかる6次化・農商工連携支援事業	スタートアップ型 個人農家、農産加工グループ、農業法人の6次産業化取組（又は規模拡大）に係る備品整備の支援	【補助率】 県1/2 【補助上限額】 1,000千円	農林漁業者等
	6次産業型 推進活動及び生産体制を含めた施設整備等の支援	【補助率】 1/2(県1/3、市町村1/6) ※国際認証取得、県内加工への乗り換えの場合嵩上げあり 【補助限度額】 農林漁業者(個人)：3,000千円 農業を営む法人等：7,000千円 任意組織・農漁協：受益者1人当たり3,000千円(上限30,000千円)	農林漁業者等
	農商工連携型 県内農林漁業者と連携して加工品を製造する食品加工業者等に対する施設整備の支援	【補助率】 県1/3、市町村(任意) ※国際認証取得、県内加工への乗り換えの場合嵩上げあり 【補助上限】：10,000千円	食品加工業者等
審査会開催経費	補助事業の事業計画等に係る審査会の開催		県
6次化人材育成支援事業	6次化に取り組む農林漁業者等のセミナー等の開催		
支援体制整備事業	6次化の支援窓口となるサポートセンターの設置		
6次化・農商工連携支援事業情報発信促進事業	これまでに6次化・農商工連携支援事業等を活用した事業者の活用事例集等の作成		

(3) 事業実績 (決算額)

区 分	件数	事業費	補助金額
初めての6次産業化バックアップ事業	1件	556千円	371千円
もうかる6次化・農商工連携支援事業	6件	53,919千円	18,263千円
合 計			26,260千円

(4) 監査結果

(もうかる6次化・農商工連携支援事業)

ア 簡易課税選択事業者に対する不公平な補助金の交付 **【指摘】**

簡易課税事業者である個人経営者への補助金について、第3章第1中の1(4)ア(P18)で示したように仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で申請することができる旨の規定が設けられているにもかかわらず、税抜価額で計算された補助金が交付されていた。

この点について、担当課の回答は次のとおりである。

- ① 同補助金交付要綱の規定は、簡易課税選択事業者は消費税を含んだ金額で「交付申請できる」とするものであり、「交付申請しなければならない」とするものではない。
- ② 事業主体から、税込額で交付申請することは可能かと問合せがあり、可能と回答。ただし、申告後に確定した仕入控除税額の報告や補助金返還が必要になる場合があると説明したところ、事業主体は、借入れの関係上早く自己負担額を確定したいと、消費税を除いた金額での申請を強く希望。
- ③ 以上のことから、事業実施主体、鳥取市と協議し、事業実施主体の了解のもと、消費税を補助対象とせず、税抜金額を補助対象経費とした。

しかしながら、消費税法では、個人経営の補助事業者については、通常1月から12月が課税基準期間であり、簡易課税選択事業者が一般課税事業者になるには、①基準期間である2年前の課税期間の課税売上が5000万円を超えた場合と、②5000万円は超えないものの課税期間が開始される前に一般課税事業者になる旨の届出を提出する場合があります、いずれも課税期間が開始される前(すなわち補助金を受領する課税期間の前)には、簡易課税選択事業者であるか一般課税事業者であるかの区別は決まっているところである。

したがって、消費税法の仕組み等を理解している者であれば、簡易課税選択事業者からの上記②の「税込額で交付申請することは可能かと問合せ」に対しては、可能である旨の説明を、また、補助金交付時に簡易課税選択事業者から一般課税事業者になるのであれば税抜価額で申請するように説明するはずであり、上記②の「補助金返還が必要になる場合がある」というような仮定の説明はしないはずである。

また、上記②の「事業主体は、借入れの関係上早く自己負担額を確定したいと、

消費税を除いた金額での申請を強く希望」についても、仮定の説明を聞いた上での希望と思われるが、上記の消費税法上の仕組み等を理解して説明をしたのであれば、「税込額で交付申請することは可能か」といった問合せがあることから判断すると、そのような希望はしなかったのではないかと思慮されるところである。

この経費支援事業の目的は、事業者の経費の負担を軽減するための事業であって、事業者は、機械購入や設備整備に係る支払金額は消費税を含めた金額を支払っているところ、①消費税免税事業者は、支払った消費税を仕入控除税額として控除することができないため消費税の負担がそのまま経費負担として残り、②また、消費税簡易課税選択事業者は、一定比率で仕入税額控除を算定することから、支払った消費税が仕入控除税額に含まれているかどうか明らかでないため、免税事業者と同様に補助金の交付申請は消費税込みの金額で積算できることを規定しているものと思われる。

したがって、事業者の経費の負担を軽減するという目的からするならば、申請内容は本人にとって一番有利な申請、言い換えれば補助金を多くもらえる申請方法、すなわち税込価額で申請するように行政指導するのが事業目的に即した対応であると考えられる。

この事業を含め、事業者の多くは、申請手続を各市町村担当窓口で行っており、その際、申請者の消費税の確定申告や届出書の内容について、十分検討されていないため、この税込価額で交付申請できる例外規定を適用しないで交付申請手続を行ったものではないかと思われるが、第3章第2中の5(4)イ(P39)の免税事業者の場合と同様、結果として、簡易課税選択事業者に対しても、税込価額と税抜価額による補助金の交付が混在する結果となり、不公平な結果となっている。

この不公平な取扱いの是正を求めて、補助事業者から補助金の一部の追加の交付申請ができることも想定されるところ、その追加交付申請について、受理、審査、決定等が行われるものかどうか定かでない。

しかしながら、住民の信頼・信用を損ないかねない重大な問題であるので、第3章第2中の5(4)イ(P39)で示したように申請を待つまでもなく追加の補助金の交付を行うべきと考えるが、追加交付が困難であるならば、今後、このような不公平な取扱いが発生しないように交付要綱等の見直しなどを行い、公平公正な補助金の交付を目指されたい。

(もうかる6次化・農商工連携支援事業)

イ 補助金で取得した機械等の圧縮記帳の周知【意見】

機械等の減価償却資産を取得し、補助金を受けた場合、税法では、補助金を収入金額・収益に計上しないで、機械等の支払金額から補助金を控除した金額を取得価額として減価償却費を計算することが認められている。

これは、補助金を一括して収入金額として計上すると補助金を受けた年分・事業年度が高額な所得金額となり、負担すべき税額の増加により補助金の効果が薄れることとなることから、機械等の取得価額を減額することにより減価償却費を減少させて所得金額を平準化するための措置であり、超過累進税率が適用される所得税において節税となる場合がある。

もうかる6次化・農商工連携支援事業報告書（6次産業型）に添付されていた個人事業者の損益計算書を確認したところ、機械等の取得価額を減額しないで、補助金を雑収入として収入金額に計上して所得金額を計算している個人事業者が見受けられたが、所得金額が平準化されないで税負担が増加したのではないかと想定される場所である。

補助金の交付目的は、事業者の費用負担を軽減することであることからして、上記のような補助金の効果が薄れないようにするための措置、場合によって節税となる措置があることを補助金の交付の際に事業者に周知すべきではないかと思われる。

(もうかる6次化・農商工連携支援事業（農商工連携型）)

ウ 条件付で採決したプランへの実効性ある支援【意見】

当該支援事業に当たっては、県出先事務所長あてに提出されたプラン認定申請を「農業関係プラン審査会」に諮った上、認定基準と照らし合わせた審査会意見に沿って適否が決定されている。令和3年度における農商工連携型としては食品加工業者から提出された1件があり、事業費19,000千円に対し補助金額6,334千円が交付されている。

当該プランの認定に当たっては、同審査会の意見に基づき条件付採択とされ、「施設設備等について、部分的な機械の導入・更新とならないよう、中長期的な経営計画に基づき事業実施を行うよう努めてください。」との条件が付され、審査会における主な意見が参考添付されている。

支援事業の目的については、同実施要領（農商工連携型）によれば、「近年、農林漁業所得が低下する中、…（中略）…農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組み農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。」とある。また、認定基準の中には①地域農林水産業者の振興、地域経済の活性化にメリットがあること、②行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであることが盛り込まれてい

る。

当プランの認定審査においては、これらを踏まえ、プラン対象商品が農林漁業者からプラン申請者に提供する生産量の5%程度であり「地域への波及効果が限定的」、かつ「申請者の事業状況等から見ても、県の支援がなければ実現が困難とは認め難い点」などから条件付採択になったものと思料され、「部分的な機械更新に追われないよう、計画的な事業を検討してください。」などの審査会意見が添付されている。

県補助金等交付規則（昭和32年4月30日鳥取県規則第22号）第7条には、交付目的を達成するため必要があると認められるときは、当該交付決定に条件を付すことができることあり、また、実施要領では、プランの目標年度（令和5年度）の翌年度分までプランの実施状況報告を提出し、目標に対する実績が7割に満たない場合は、支援事業により導入した機械等の耐用年数まで報告期間が延長されることとなっていることから、厳しい財政状況の中、適正な財務執行を期待する県民目線の観点からは、県には、審査会での懸念意見を踏まえた経営計画を求めるなど、適正な補助金交付に向けた実効性ある支援が期待される。

第4章 指摘及び意見の件数

事業名		指摘	意見
【農林水産部】		8	12
農林水産政策課		(3)	(4)
1	スマート農業社会実装促進事業	1	3
2	みんなでやらいや農業支援事業	2	1
経営支援課		(3)	(3)
3	産地主体型就農支援モデル確立事業	—	1
4	担い手確保・経営強化支援事業	—	—
5	新規就農者総合支援事業	—	1
6	農の雇用ステップアップ支援事業	—	—
7	集落営農体制強化支援事業	2	—
8	農地中間管理機構支援事業	1	1
生産振興課		(—)	(1)
9	産地生産基盤パワーアップ事業	—	—
10	鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業	—	1
林政企画課		(—)	(1)
11	スマート林業実践事業	—	1
水産振興課		(—)	(—)
12	漁業就業者確保対策事業	—	—
13	特定漁港漁場整備事業	—	—
販路拡大・輸出促進課		(1)	(1)
14	「食のみやこ鳥取県」ブランド化加速事業	1	1
食のみやこ推進課		(1)	(2)
15	6次化・農商工連携支援事業	1	2

第5章 総評

今年度は、鳥取県の主要産業である農林水産業に重点を置いて監査を実施した。

この分野においては、従来から予算面で重点が置かれ、きめ細かな予算配賦がなされている。

予算配賦は縦横様々な観点からなされており、限られた監査日程の中、全ての監査対象項目を網羅的に監査することは困難であり、一部においては抽出的な監査の実施となったが、関係各課のご協力により円滑に監査を終えることができたことに厚くお礼を申し上げます。

予算策定に当たっては、鳥取県の担当部門のみならず、市町村・地方事務所・外部団体がからみ、予算執行においても同様であるため、チェック体制及び責任の所在が一体となっていない面も否めない。断片的に見ただけでも、一事業に係るものについて各課と関連するものもあり、単に縦の関係のみでなく横の関係についても、果たして適正に運営されているのか、チェックが十分にされているのか等事業執行の煩雑さを垣間見ることができた。

包括外部監査の実施に当たっては、絶えず県民目線を意識し、これを念頭に改善が必要なものについて、指摘又は意見を付させていただいたが、今回特に申し上げたい点は次の事項である。

- 1 事業完了報告書の記載事項の中で消費税に関する記載箇所があるものは、補助金の交付金額の算定内容の最終審査を行い、当初交付した補助金の是非を検討していただきたい。

申請者への補助金の支払（支出）金額について、消費税免税事業者や消費税簡易課税選択事業者の場合、補助金は消費税込みの金額に基づき、支払金額を決定することもできる取扱いになっているが、この規定を使っていないものが見受けられる。そのため、経費である消費税額の何割かは、本来、県あるいは市町村は本人に支払っていないことになる。補助金申請者である住民は、それぞれの市町村窓口で申請手続きをしており、記載内容を全面的に正しいものと信頼している。

市町村の担当職員の指導も含め、この事業完了報告書の審査を厳正に行うことで、住民の信頼に応えた財務処理といえるのではないのだろうか。

また、予算は、その性質から、正確であることを強く要求されるとともに、今後の施政内容を計数的に具体化するものであるため、歳入及び歳出の全額を予算に計上する「総計予算主義の原則」が採られている。

歳出予算は、議決予算に計上された額を超えた経費は、1円たりとも支出が認められない。消費税免税事業者及び消費税簡易課税選択事業者の補助金を消費税込みの金額で積算すれば追加払いも発生しないため、予算管理も容易になると考える。

いずれにしても、予算の策定、執行、チェック、評価は一体のものであり、これら

を念頭に置かれて県民の財産を有効に生かしていただくことを切に願うものである。

2 農林水産業にあつては、社会構造の大きな変化の中、時代に即した事業基盤の整備や、高齢化等に伴う担い手の育成など大きな課題を抱えており、県においては補助金等を活用した様々な施策を積極的にけん引され大変心強く感じたところである。

一方で、各事業において一旦認定されたプランは、事業を中断しない限り、例えば目標に達成しなくても、実績の報告徴収を一定期間延長（最大で支援事業により導入した機械等の耐用年数まで）され、管理が終了されることも知った。

その間、目標達成に向けた支援は継続されているところであるが、現場部署任せの感が否めない。

当然に当初プランの認定時と実施過程の事情変化はあるとは思われるが、各施策の有効性の確保や、税金の使い方としての経済性・効率性、更には県民目線から見て、懸念されるところである。

事業を途中で廃止した場合には、交付した資金の全額の返還措置を規定に織り込まれることはもとよりであるが、事業規模が大きな施策、特に、事業実施主体が市町村等である場合には、その実績の報告や対応策等を公表され、更なる透明性の確保を図られることも必要であると考え。これによる自浄作用も期待できると思われる。

県担当課におかれては、各プランの目標達成に向けて、現場部署及び関係機関との間で、執行上の問題点やその対応策についての情報共有を今以上に十分に図られるとともに、関係機関等との役割分担を明確にされながら、力強くけん引されることを期待する。

また、補助金交付に係る消費税の取扱いや、がんばる農家プラン事業における各事務所（東部・八頭・中部・西部・日野）の審査基準等が異なる点については、担当課から各市町村や事務所長に委ねており、それぞれの事情を考慮したもの又は各事務所長の裁量である旨の説明を受け違和感を持ったところである。同じ県民に対する行政サービスの財務執行において、同じ県内でありながら、その審査基準等が異なることは、公平性及び統一性の観点から疑念が生じる可能性があり、改善されることを期待する。